

豊後高田市

過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定

【参考資料】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

主 旨

令和3年3月末で「過疎地域自立促進特別措置法」が期限を迎えたことから、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律が制定された。
令和3年4月1日施行 ※令和13年3月末まで10年間の時限

1. 目的

この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し（略）地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより（略）地域の持続的発展を支援し（略）寄与することを目的とする。

2. 過疎地域の要件

市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」で判定される。

※人口要件（長期①、長期②、中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たすことが条件。

≪令和3年4月1日施行に伴う見直しのポイント≫

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し（昭和35年から昭和50年へ）
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和（28%から23%へ）

要 件	指 標	基本的要件		本市の状況	
		期 間	基準値		
人口要件 (長期①)	人口減少率	S50→H27 (40年間)	23%以上減少 ※財政力指標 0.4以下の場合	S50→H27人口減少数 8,674人	減少率 27.5%
人口要件 (長期②)	高齢者比率 (65歳以上)	H27	35%以上	H27 高齢者数 8,503人	比率 37.2%
	若年者比率 (15-29歳)	H27	11%以下	H27 若年者数 2,508人	比率 10.9%
	人口減少率	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S50→H27人口減少数 8,674人	減少率 27.5%
人口要件 (中期)	人口減少率	H2→H27 (25年間)	21%以上減少	H2人口 28,798人	減少率 20.6%
財政力要件	財政力指数	H29～R1	0.51以下	0.308	

3. 主な支援措置

1. 過疎対策事業債

2. 国税の特例、地方税の減収補填措置

- ・対象業種に「情報サービス業等」を追加
- ・設備投資において新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・取得価格要件を2,000万円超から最大500万円以上まで引き下げ

3. 公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

【参考資料】豊後高田市過疎地域持続的発展計画 概要

前期計画からの変更点等

- ・計画期間：令和8年4月1日から令和13年3月31日（5箇年）
- ・今回は法律の変更もなく、後期計画となる。
- ・『第3次豊後高田市総合計画（令和7年3月策定）』は、計画全般について、シンプルな内容とし、まちづくりの施策方針や取組内容などが分かりやすいように、箇条書きなどを用いてできるだけ簡潔に表現している。
- ・本後期過疎計画の変更に当たっては、基本的には『第3次豊後高田市総合計画』をベースとして変更した。

施策区分

《過疎地域持続的発展計画》

- ①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- ②産業の振興
- ③地域における情報化
- ④交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑤生活環境の整備
- ⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進
- ⑦医療の確保
- ⑧教育の振興
- ⑨集落の整備
- ⑩地域文化の振興等
- ⑪再生可能エネルギーの利用の推進

計画の基本目標

『第3次豊後高田市総合計画』及び『第3期豊後高田市まち・ひと・しごと「活力」創生プラン』における目標並びに施策と一体的に取組みを進め、地域の持続的発展を目指すため、同計画にあわせて次の目標を掲げます。

■人口目標 20,047人（令和12年） ※R2国勢調査人口22,112人

■重点指標

指 標	総合計画策定時値	目 標 値
合計特殊出生率	1.43（R6）	1.66（R11）
健康寿命（お達者年齢）	男 80.25 歳（R5） 女 85.30 歳（R5）	男 81.15 歳（R11） 女 85.82 歳（R11）
移住施策を活用した転入者数	年間 247 人（R5）	5 年間で 1,014 人（R7-R11）
観光入込客数	年間 994 千人（R5）	年間 1,400 千人（R11）
企業誘致件数（増設を含む）	1 件（R5）	5 年間で 5 件（R7-R11）
雇用創出者数	年間 398 人（R5）	5 年間で 2,085 人（R7-R11）

目 次

1 基本的な事項	5
（1）豊後高田市の概況	5
（2）人口及び産業の推移と動向	9
（3）行財政の状況	14
（4）持続的発展の基本方針	17
（5）持続的発展のための基本目標	19
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	19
（7）計画期間	19
（8）公共施設等総合管理計画との整合	19
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	21
（1）現況と問題点	21
（2）その対策	22
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）	27
（4）公共施設等総合管理計画との整合	28
3 産業の振興	29
（1）現況と問題点	29
（2）その対策	33
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）	40
（4）産業振興促進事項	46
（5）公共施設等総合管理計画との整合	47
4 地域における情報化	48
（1）現況と問題点	48
（2）その対策	48
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）	49
（4）公共施設等総合管理計画との整合	50
5 交通施設の整備、交通手段の確保	51
（1）現況と問題点	51
（2）その対策	51
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）	52
（4）公共施設等総合管理計画との整合	54
6 生活環境の整備	55
（1）現況と問題点	55
（2）その対策	57
（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）	60
（4）公共施設等総合管理計画との整合	63

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健福祉の向上及び増進	64
(1)	現況と問題点	64
(2)	その対策	66
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	71
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	73
8	医療の確保	74
(1)	現況と問題点	74
(2)	その対策	74
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	75
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	76
9	教育の振興	77
(1)	現況と問題点	77
(2)	その対策	79
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	83
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	84
10	集落の整備	86
(1)	現況と問題点	86
(2)	その対策	87
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	89
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	89
11	地域文化の振興等	90
(1)	現況と問題点	90
(2)	その対策	91
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	92
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	92
12	再生可能エネルギーの利用の推進	93
(1)	現況と問題点	93
(2)	その対策	93
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	93
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	94
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	95
(1)	現況と問題点	95
(2)	その対策	95
(3)	事業計画（令和8年度～令和12年度）	96
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	96
	事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分(令和8年度～令和12年度)	97

(1) 豊後高田市の概況

① 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然

本市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接しています。

また、県庁所在地の大分市まで約60km、隣県政令指定都市の北九州市まで約90kmと、両市に比較的近い距離にあつて、周防灘に面した豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しており、農作物の栽培にも適した環境に恵まれています。

市内には、応利山、西叡山、屋山、猪群山、中山仙境などの山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から、放射状に谷や峰々が延びた地形となっており、その谷間を桂川、真玉川、竹田川が走り、河口付近に市街地が形成されています。

域内は、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡をはじめ、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富です。

・面積：206.22 km²

・位置：北緯33° 33'、東経131° 26'、南北の距離23.2 km、東西の距離17.1 km

(イ) 歴史

当地域は、奈良時代末から宇佐八幡の影響を強く受け、平安時代には宇佐八幡の荘園となり、その経済力を背景として独特の山岳仏教文化「六郷満山文化」を開花させました。

鎌倉時代から戦国時代まで、当地域は国東半島地域の武士団の瀬戸内海への根拠地であり、明治時代以降においては関門地域への内海航路の拠点となるなど歴史的には西瀬戸地域の交流の結節点の役割を果たしてきました。

昭和に入り、市町村合併により、昭和29年に豊後高田市、真玉町、香々地町の1市2町が誕生しました。その後、我が国の高度経済成長に伴う産業構造の変化により、本地域から都市部への人口流出が続き、急速に過疎化が進行するとともに、地方分権社会の到来や行財政基盤の確立が求められるなど、行政ニーズも高度化・多様化してきました。

このような新たな時代の変化に対応するため、平成17年3月31日に1市2町が合併し、「新豊後高田市」として発足、以降、新市としての一体感の醸成を図りながら、合併により得た豊かな地域資源を最大限に活用した地域振興策を進めてきました。

また、過疎化の進行に歯止めをかけるため、平成30年度からは、人口増対策を市政の重点施策に掲げ、全国トップレベルの子育て支援の実施等に市を挙げて取り組んでいます。

(ウ) 社会・経済

本市は、JR線、高速道路、地域高規格道路といった広域交通網が未整備であり、さらにバス等の公共交通機関も幹線道路のみという極めて厳しい状況です。

企業誘致などによる産業振興や、生活のための移動、点在する観光地のネットワーク化による観光振興など、社会・経済への相乗効果を生むためにも、道路網や公共交通など各地を結ぶアクセス体制の整備は必要不可欠です。

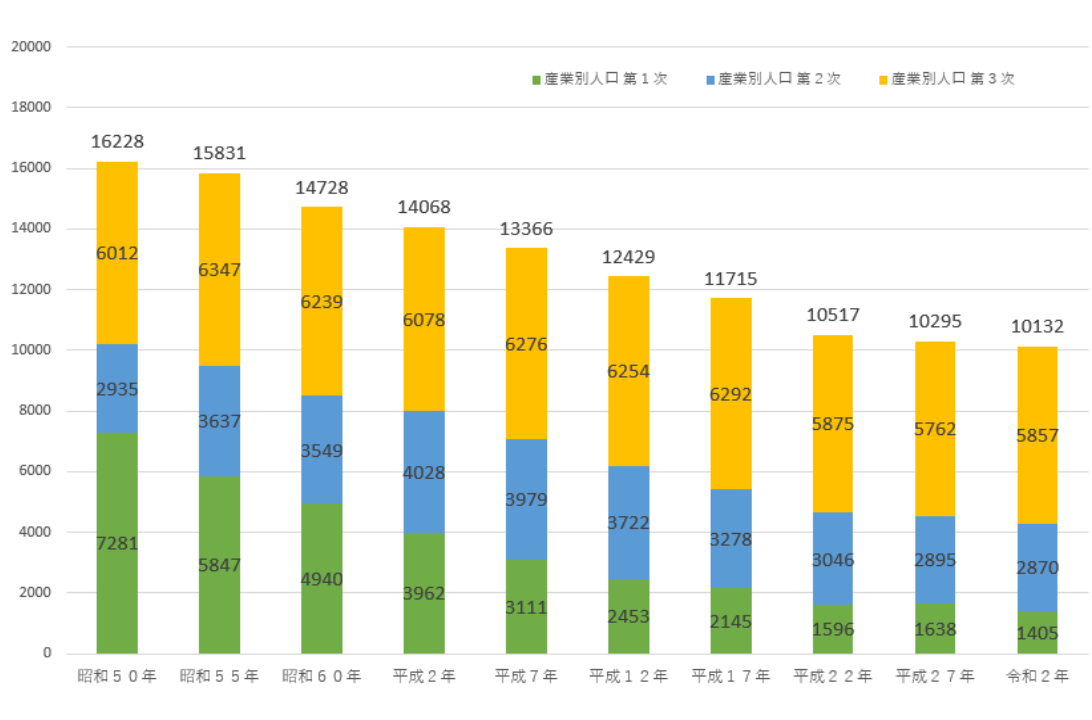
市の社会・経済を支え、地域の活力となる人口は、近年は全国トップレベルの子育て支援、移住・定住施策の取組み等によって、平成26年から令和7年まで12年連続の社会増を達成しているものの、昭和22年の50,234人をピークに一貫して減少が続いています。

就業人口も減少を続けており、昭和50年には、16,228人であったものが、令和2年には、10,132人と6,096人（37.5%）減少しています。特に、第1次産業の減少が顕著であり、同年比で80.7%減少しています。

第2次産業の就業者数は、平成2年の美和工業団地の企業進出によりいったん増加、以降は減少傾向にありましたが、平成17年以降の大分県北部地域への自動車産業の集積や、大分北部中核工業団地などへの企業誘致により、減少は緩やかになっています。

第3次産業については、平成7年に増加、平成17年までは横ばいの状況にあったものが、平成22年には減少に転じています。しかし、就業人口全体に占める割合は上昇傾向にあり、令和2年の構成比は57.8%と過半数を占めるまでになっています。

このように本市の社会・経済構造は、第1次産業から第2次・第3次産業へのシフトが続き、就業人口の総数は一貫して減少傾向にあります。



【産業別人口の推移（R2国勢調査）】

② 過疎の状況

国勢調査によると、本市の人口は、昭和22年の50,234人をピークに減少を続けており、昭和50年は31,527人と3万人を超えていましたが、令和2年国勢調査では、22,112人と昭和50年比で29.8%の減少となっています。

このような中、昭和45年には「過疎地域対策緊急措置法」、昭和55年には「過疎地域振興特別措置法」、平成2年には「過疎地域活性化特別措置法」、平成12年には「過疎地域自立促進特別措置法」、令和3年には「過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用を受け、子育て支援・移住・定住の促進や産業の振興をはじめ、交通通信体系の整備、生活環境の整備、子育て環境の確保、教育文化の振興、集落の整備等各種振興施策を積極的に推進してきました。

これまでの事業実績では、各道路整備事業や農作物振興対策等事業、公共施設長寿命化事業、ケーブルネットワーク事業、図書館整備事業といった市民生活に欠かせない事業を始め、住宅団地整備や移住・定住促進支援事業などの人口増に資する事業、さらには豊後高田昭和の町関連施設、粟嶋公園、真玉海岸、長崎鼻リゾートキャンプ場などの観光施設整備まで、ハードとソフトの両面において多様な事業を実施し、地域の持続的発展を図りました。

こうした事業をベースに、0歳から高校生までの保育料・授業料・給食費・医療費の完全無料化をはじめ、健やかな妊娠と出産・産後を支える支援体制、保育所の整備や「学びの21世紀塾」による教育サービスの充実を図るなど、子育てしやすい環境づくりと移住・定住施策を推進しています。

雇用促進においては、大分北部中核工業団地や市内の空き工場、空きビル等への企業誘致に加え、就業面においても、ふるさとハローワークや外国人技能実習生（令和9年度から実施される育成就労制度により就業する外国人労働者を含む。以下同じ）の増加に対応するとともに、きめ細やかなサポートを行うために設立した官民連携による「豊後高田 International Contribution (インターナショナル コントリビューション) 事業協同組合（以下「B I C」という。）」の運営支援などにより、市内の産業振興の基盤と雇用環境を整備しています。

観光振興の面では、商業と観光の一体的振興策として、商店街が最も華やかで元気だった“昭和30年代”をテーマとした「豊後高田昭和の町」を始め「真玉海岸」「長崎鼻」等の年間を通じた集客のための施設整備を進めるとともに、「六郷満山文化」や「天念寺耶馬、無動寺耶馬」、「中山仙境（夷谷）」の特性を生かした誘客促進など、点と点を線で結び市全体の誘客を図るための取組みを進めながら、交流人口を増やし、人口増へとつなげる「新たな観光振興」を推進しています。

このように、様々な施策を展開してきたことにより、社会・生活基盤の整備が大幅に進むとともに、地域振興が図られ、一定の効果が現れた結果、消滅可能性自治体からの脱却や人口の社会増という大きな成果につながっています。今後も地域の持続的発展を図り、市を挙げて人口減少対策に取り組めます。

③ 社会経済的発展の方向

前述のとおり、本市の社会・経済構造は、第1次産業から第2次・第3次産業へのシフトが続き、就業人口の総数は一貫して減少傾向にあります。

第1次産業では、高齢化による担い手不足が続く一方、白ねぎ、肉用牛など大規模経営化による生産拡大や経営支援が図られているものもあります。

今後は共同化、大規模化、スマート農業の活用などにより生産拡大・効率化を図り、また、6次産業化などにより高付加価値化を図ることで、『儲かる農業』を推進し、後継者や担い手を確保・育成していく必要があります。

第2次産業では、大分北部中核工業団地を中心に製造業の企業進出や設備投資も続き、新たな雇用の場も創出されるなど、工業都市としても発展を続けています。今後も、市民の雇用の場を提供していくために工業の発展は必要になっています。また、国際競争の激化や新たな在留資格の創設により、外国人技能実習生が市内各産業の重要な担い手となっており、継続的な確保も重要となっています。

第3次産業では、市民の消費を担う商業・サービス業の発展は欠かせません。

商業と観光の一体的振興を行っている「豊後高田昭和の町」や花とアートの岬「長崎鼻」等を核に、外貨の獲得と域内消費を合わせて促進し経済循環の活性化を図るとともに、商工会議所や商工会等と連携した伴走型の経営支援等も積極的に行い、空き店舗対策や事業継続支援等も含めて総合的な振興が必要です。

また、テレワークの普及により、地方や自宅でも仕事ができる時代になっているため、市内全域にケーブルテレビネットワークの光ファイバー網が整備されている強みを生かして、移住・定住対策とあわせて企業を誘致するなど、多様な人材の確保や地域経済の活性化を図る必要があります。加えて、商工会議所及び商工会と一体となって、ICTの革新等に対応した企業の情報化を促進するとともに、新商品の開発や新分野への進出など意欲ある中小企業者の経営革新への取り組みに対する支援も重要となっています。

人口減少は、地域コミュニティや伝統行事の継承のみならず、市の存続自体に関わる大きな問題であることから、官民全てが共通認識のもと人口減少対策が必要です。

地域の活力は『人』です。本市が将来にわたり住みやすいまちとして存続していくために、先人から受け継いだ自然・歴史文化などのポテンシャルを最大限に生かしながら、それを内外に情報発信し、多種多様な交流を広げ、新しい結びつきで、これまで以上に地域を磨き上げることで、「地域の活力は『人』～このまちに確かな未来を～」の実現を目指していきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と今後の見通し

国勢調査によると、本市の人口は、昭和22年の50,234人をピークに減少を続けており、昭和50年は31,527人と3万人を超えていましたが、令和2年(2020年)国勢調査では、22,112人と昭和50年比で29.8%の減となっています。

また、令和2年国勢調査においては、年少人口(0～14歳人口)、生産年齢人口(15～64歳人口)が減少を続ける一方で、老年人口(65歳以上人口)は、増加しています。このため、高齢化率も(人口全体に対する老年人口の割合)38.6%と、全国・大分県平均と比較して高くなっており、市民約2.6人のうち1人は65歳以上という状況です。

そうした中、近年は子育て支援・移住・定住促進施策の充実などにより、平成26年から令和7年まで12年連続で転入者数が転出者数を上回る社会増の状況となっています。

その結果、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の将来人口の推計も、令和42年(2060年)では、12,845人から14,219人と改善されています。

さらに、令和2年国勢調査結果の人口22,112人は、社人研の同年時点の推計値21,638人と、本市の人口ビジョンの同年時点の目標値21,904人をいずれも上回り、将来的な消滅可能性自治体からも脱却(令和6年人口戦略会議公表)する結果となっています。

少子高齢化が進み、市全域が過疎地域に指定されている中で、社会増の達成や将来人口推計値が改善されたことは、過疎地域からの脱却を目指す本市の将来に向けて大きな一歩となる成果といえます。

しかし、令和42年(2060年)の推計人口は14,219人と、現在の約64%になることから、今後も人口減少に伴う少子高齢化と過疎化の対策は、大きな課題であり、引き続き、各種振興施策を積極的に展開していく必要があります。

② 産業の現況と今後の動向

前述のとおり、本市の産業は、第1次産業から第2次・第3次産業へのシフトが続き、就業人口の総数は一貫して減少傾向にあります。

第1次産業では、高齢化による担い手不足が続く一方、白ねぎ、肉用牛など大規模経営化による生産拡大や経営支援が図られているものもあります。農業産出額をみると、平成26年から28年までは120億円前後、平成29年から令和4年までは90億円から110億円前後で推移し、令和5年には再び120億円に到達しています。

今後は共同化、大規模化、スマート農業の活用などにより生産拡大・効率化を図り、また、6次産業化などにより高付加価値化を図ることで、儲かる農業を推進し、後継者や担い手を確保・育成していく必要があります。

第2次産業では、大分北部中核工業団地を中心に製造業の企業進出や設備投資も続き、新たな雇用の場も創出されるなど、工業都市としても発展を続けています。

令和4年度の本市の総生産837.3億円の産業構成をみると、大分北部中核工業団地の企

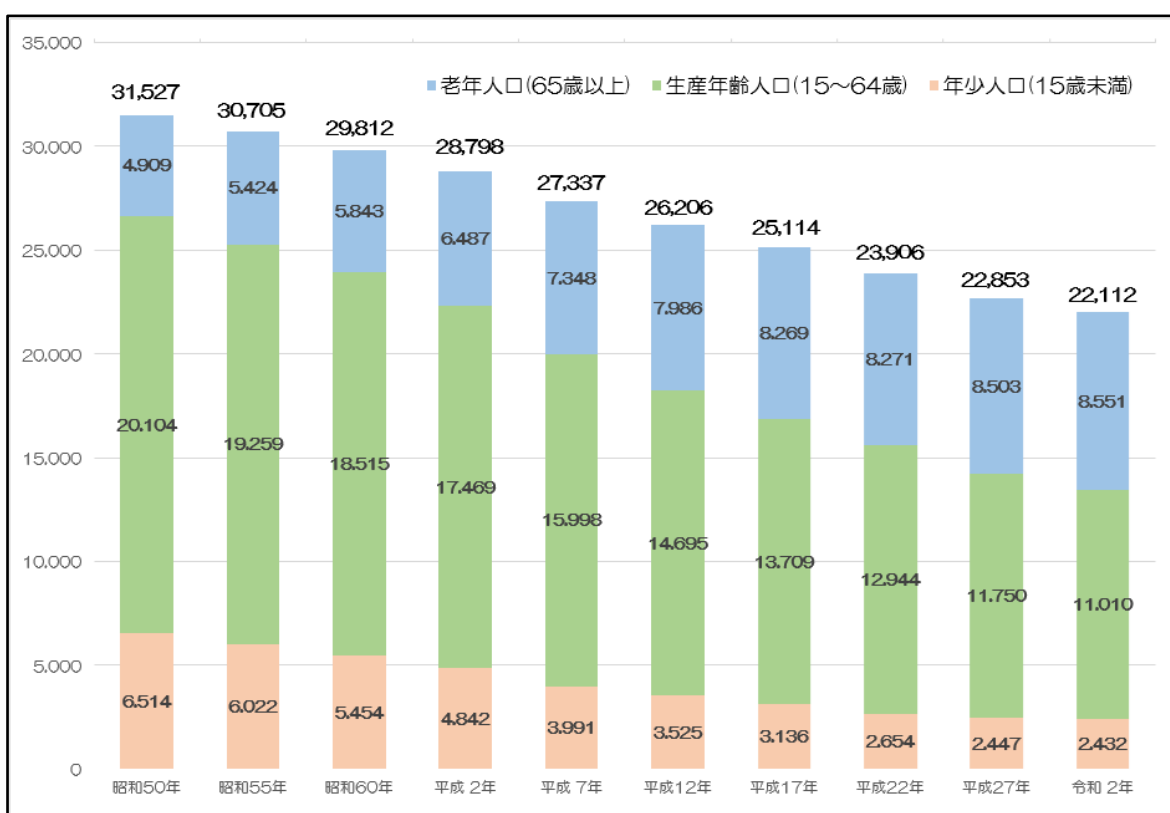
業進出等（製造業）の効果もあり、生産額が高い産業は製造業（352.6億円、構成比42.1%）となっています。

多くの雇用を生み、地域経済循環の効果が特に大きい製造業の誘致は、市の発展に欠かせない重要な産業として、今後も大分県と連携して図っていく必要があります。

第3次産業では、市民の消費を担う商業・サービス業の発展は欠かせません。

商業と観光の一体的振興を行っている「豊後高田昭和の町」や花とアートの岬「長崎鼻」等を核に、外貨の獲得と域内消費を合わせて促進し経済循環の活性化を図るとともに、市内経済団体と連携した伴走型の経営支援も積極的に行い、空き店舗や後継者対策も含めて総合的な振興が必要です。

また、テレワークの普及により、IT関連やコミュニティビジネスなど、地方や自宅でも仕事ができる時代になっているため、市内全域にケーブルテレビネットワークの光ファイバー網が整備されている強みを生かして、移住・定住対策と合わせてこれらの企業を誘致するなど、多様な人材の確保や地域経済の活性化を図る必要があります。加えて、商工会議所及び商工会と一体となって、ICTの革新等に対応した企業の情報化を促進するとともに、新商品の開発や新分野への進出など意欲ある中小企業者の経営革新への取り組みに対する支援も重要となっています。



【年齢3区分別人口の推移（国勢調査）】 (単位：人)

※年齢不詳の人口があるため、3区分の合計は総人口とは一致しない

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

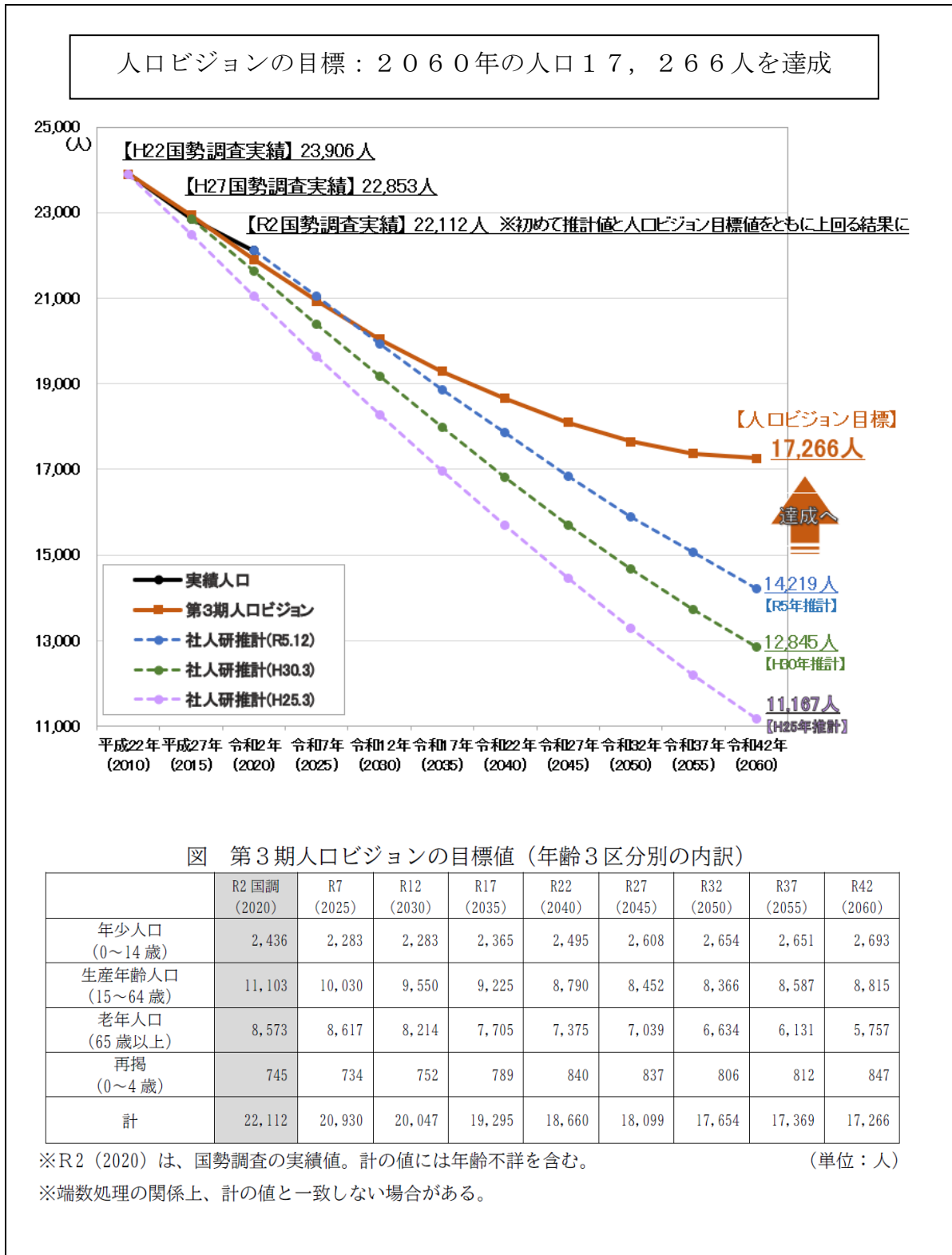
区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 43,381		人 37,811	% △12.8	人 33,561	% △11.2	人 31,527	% △6.1	人 30,705	% △2.6
0 歳～14 歳	14,384		10,708	△25.6	8,009	△25.2	6,514	△18.7	6,022	△7.6
15 歳～64 歳	25,076		23,012	△8.2	21,126	△8.2	20,104	△4.8	19,259	△4.2
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	8,751		7,114	△18.7	5,887	△17.2	5,432	△7.7	4,756	△12.4
65 歳以上 (b)	3,921		4,091	4.3	4,426	8.2	4,909	10.9	5,424	10.5
(a) /総数 若年者比率	% 20.1		% 18.8	—	% 17.5	—	% 17.2	—	% 15.5	—
(b) /総 高齢者比率	% 9.0		% 10.8	—	% 13.2	—	% 15.6	—	% 17.7	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,812	% △2.9	人 28,798	% △3.4	人 27,337	% △5.1	人 26,206	% △4.1	人 25,114	% △4.2
0 歳～14 歳	5,454	△9.4	4,842	△11.2	3,991	△17.6	3,525	△11.7	3,136	△11.0
15 歳～64 歳	18,515	△3.9	17,469	△5.6	15,998	△8.4	14,695	△8.1	13,709	△6.7
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	4,252	△10.6	3,891	△8.5	3,785	△2.7	3,524	△6.9	3,087	△12.4
65 歳以上 (b)	5,843	7.7	6,487	11.0	7,348	13.3	7,986	8.7	8,269	3.5
(a) /総数 若年者比率	% 14.3	—	% 13.5	—	% 13.8	—	% 13.4	—	% 12.3	—
(b) /総数 高齢者比率	% 19.6	—	% 22.5	—	% 26.9	—	% 30.5	—	% 32.9	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 23,906	% △4.8	人 22,853	% △4.8	人 22,112	% △3.2
0 歳～14 歳	2,654	△15.4	2,447	△15.4	2,432	△0.6
15 歳～64 歳	12,944	△5.6	11,750	△5.6	11,010	△6.2
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	2,757	△10.7	2,508	△9.0	2,441	△2.6
65 歳以上 (b)	8,271	0.0	8,503	2.8	8,551	0.6
(a) /総数 若年者比率	% 11.5	—	% 10.7	—	% 11.0	—
(b) /総数 高齢者比率	% 34.6	—	% 37.2	—	% 38.6	—

※総数には年齢不詳者を含む

表 1-1 (2) 人口の見通し (第3期豊後高田市人口ビジョン)



(3) 行財政の状況

① 行政

豊後高田市では、平成17年3月31日の1市2町合併以降、平成18年度から平成27年度まで「第1次豊後高田市総合計画」のもと、生活を支える基盤整備として、合併時の課題となっていた「ケーブルテレビ」「図書館」「火葬場」「消防庁舎」「市庁舎」の整備を完了しました。また、「定住人口の増加」を最重点課題として、全国に先駆けて移住・定住促進施策や子育て・教育支援等の直接的に人口増に結び付く施策を実施し始め、子育て世代のニーズに沿った「定住促進住宅団地」の整備などに取り組んだ結果、平成26年度から社会増の状況に転じるなど、成果を上げてきました。

平成28年度からの「第2次豊後高田市総合計画」(前期)では、地方の人口減少、少子高齢化や、都市部への人口集中といった人口問題に対して、国が掲げた「地方創生」の動きを追い風として、全国トップレベルの子育て支援や直接的な移住・定住施策をはじめとした取組みを一層進め、子育て世代の転入増加等により、平成26年から社会増が続くなど、目に見える効果が少しずつ現れてきています。

令和2年度からの「第2次豊後高田市総合計画」(後期)では、子育て支援、移住定住施策、新たな観光振興をはじめとする人口増施策を最重点に取り組みを進め、平成26年から令和7年まで12年連続の社会増を達成し、将来推計人口の上方修正(令和5年国立社会保障・人口問題研究所公表)、消滅可能性自治体からの脱却(令和6年人口戦略会議公表)など、将来に向けて大きな一歩を踏み出しています。

私たちのふるさと豊後高田市のまちづくりの原動力は『人』です。

人口減少に歯止めをかけ、地域が一丸となって、このまちの確かな未来を築くためには、この効果をさらに高めていく必要があります。

そのため、令和7年度からの「第3次豊後高田市総合計画」(前期)では、第2次までの成果や基本的な指針を継続するとともに、社会情勢や新たな時代の変化に対応しつつ、これからのまちづくりを進めるために、基本的な考え方を「地域の活力は『人』～このまちに確かな未来を～」としています。

そして、まちの将来像とまちづくりの目標を同一にして、目標1『人』が住みたい・住み続けたいまち、目標2『安全・安心』なまち、目標3『確かな未来』を築くまちとしています。

② 財政

本市の財政は、歳入額が192.5億円、歳出額が187.5億円（令和6年度普通会計決算）となっています。歳入については、国からの地方交付税、国庫支出金、県からの県支出金等からなる依存財源が約7割を占め、主に地方税からなる自主財源は約3割という状況です。歳出については、人件費・扶助費・公債費からなる義務的経費が約5割を占めています。

平成17年3月31日に合併した本市では効率的な行財政運営を目指し、「行政改革大綱及び実施計画」（平成17～21年度：第1次、平成22～24年度：第2次）を進めたことにより、実質公債費比率（標準財政規模に対する公債費の割合）は一旦低下し、また市債繰上償還を行ったことなどにより、経常収支比率（財政の弾力性を示す数値。低いほうが柔軟な施策展開が可能とされる）も好転しました。しかし、近年では、広域ごみ処理施設整備事業などの大型事業の実施や老朽化した公共施設の長寿命化等に伴う公債費の増などにより、実質公債費比率や経常収支比率は上昇傾向にあります。今後も持続可能な財政運営を確立しつつ、未来の活力を生むための投資は、選択と集中の視点で積極的に取組みを進めていく必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	14,838,598	16,010,908	17,585,202	18,607,033	19,249,811
一般財源	8,397,192	8,807,357	8,669,909	8,217,340	8,872,794
国庫支出金	1,625,032	1,904,971	1,835,287	4,998,026	2,590,531
都道府県支出金	1,016,152	1,511,180	1,100,915	1,232,954	1,606,077
地方債	2,557,950	1,580,100	3,532,937	1,732,087	2,820,304
うち過疎対策事業債	222,200	746,600	712,400	1,146,500	2,146,400
その他	1,852,601	2,207,300	2,446,154	2,426,626	3,360,105
歳出総額 B	14,074,630	15,688,287	17,143,251	18,183,266	18,750,739
義務的経費	6,831,875	7,118,724	6,749,958	7,192,008	8,780,486
投資的経費	1,814,312	3,097,602	4,285,840	2,354,377	2,790,564
うち普通建設事業	1,814,312	3,097,438	4,285,761	2,201,362	2,261,715
その他	6,456,679	5,471,961	6,107,453	8,636,881	7,179,689
過疎対策事業費	2,382,874	2,120,340	3,587,723	4,754,363	4,450,398
歳入歳出差引額 C (A - B)	763,968	322,621	441,951	423,767	499,072
翌年度へ繰越すべき財源 D	69,404	42,264	60,827	67,615	94,307
実質収支 C - D	281,115	280,357	381,124	356,152	404,765
財政力指数	0.270	0.279	0.288	0.310	0.316
公債費負担比率	20.8	19.3	17.7	16.9	21.8
実質公債費比率	-	14.0	8.3	6.0	4.3
起債制限比率	-	-	-	-	-
経常収支比率	90.0	88.3	89.1	90.6	90.0
将来負担比率	-	36.1	-	-	-
地方債現在高	18,703,971	18,451,815	19,485,885	15,802,025	16,617,382

③ 主要公共施設等の整備状況

主要公共施設等の整備状況を見ると、市道の改良率は平成22年度末の53.2%から令和2年度末には59.3%と6.1ポイント上昇しており、舗装率は91.7%から95.5%と3.8ポイント上昇しています。

水道普及率は、令和2年度末には60.6%であり、県内平均と比べると依然低い水準にあり、今後も施設整備に努めていく必要があります。水洗化率は、平成12年度末の25.5%から令和2年度末には79.3%と急激に上昇しており、生活排水の適正処理が進んでいます。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	31.1	41.1	51.4	53.2	59.3
舗装率 (%)	73.6	84.2	89.7	91.7	95.5
農道					
延長 (m)	-	-	-	283,886	268,096
耕地1ha当たり農道延長 (m)	55.6	45.7	66.6	91.8	89.3
林道					
延長 (m)	-	-	-	80,578	77,407
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.8	6.2	8.8	6.7	6.6
水道普及率 (%)	45.9	51.9	55.2	58.1	60.6
水洗化率 (%)	0.0	0.0	25.5	66.5	79.3
人口千人当たり病院、診療所の数 (床)	12.4	14.3	15.7	15.5	16.5

(4) 持続的発展の基本方針

① 基本方針

昭和45年以降、過疎関係法により総合的な過疎対策事業に積極的に取り組み、近年では、令和3年に過疎地域持続的発展計画を策定し、各種施策を実施してきました。

今後については、「第3次豊後高田市総合計画」(前期)及び地方創生に係る本市の総合戦略である「第3期豊後高田市まち・ひと・しごと“活力”創生プラン」並びに関連するSDGsの取組み、そして「大分県過疎地域持続的発展方針」に基づき、次の3項目をまちづくりの基本的方向として定め、地域の持続的発展を目指します。

(ア) 『人』が住みたい・住み続けたいまち

子どもを産み育てやすい環境づくり、夢を描き・実現できる子どもの育成、移住定住の促進、みんなで進める健康なまちづくりの推進、生涯学習・スポーツの推進を軸にまちづくりを進めます。

5つの軸(基本施策)

- 1-1 子どもを産み育てやすい環境づくり
- 1-2 夢を描き・実現できる子どもの育成
- 1-3 移住・定住の促進
- 1-4 みんなで進める健康なまちづくりの推進
- 1-5 生涯学習・スポーツの振興

(イ) 『安全・安心』なまち

命と暮らしを守る地域づくり、地域の支えあいと共生社会の推進、人と自然の共生、行政機能の充実を軸にまちづくりを進めます。

4つの軸(基本施策)

- 2-1 命と暮らしを守る地域づくり
- 2-2 地域の支えあいと共生社会の推進
- 2-3 人と自然の共生
- 2-4 行政機能の充実

(ウ) 『確かな未来』を築くまち

商工業の振興、新たな観光・ツーリズムの振興、農林水産業の振興、新たな就業・雇用の場の創出と人材確保、文化財の保存と伝統文化の継承を軸にまちづくりを進めます。

5つの軸（基本施策）

3-1 商工業の振興

3-2 新たな観光・ツーリズムの振興

3-3 農林水産業の振興

3-4 新たな就業・雇用の場の創出と人材確保

3-5 文化財の保存と伝統文化の継承

※上記方針は、「第3次豊後高田市総合計画」（前期）及び「第3期豊後高田市まち・ひと・しごと“活力”創生プラン」に掲げる目標と同一としている。

(5) 持続的発展のための基本目標

① 基本となる人口目標

豊後高田市人口ビジョンに基づき令和12年の人口20,047人達成を目標とします。

※現状値は令和2年10月1日時点で22,112人（令和2年国勢調査）

② 人口目標達成のための重点指標

指 標	総合計画策定時値	目 標 値
合計特殊出生率	1.43 (R6)	1.66 (R11)
健康寿命（お達者年齢）	男 80.25 歳 (R5)	男 81.15 歳 (R11)
	女 85.30 歳 (R5)	女 85.82 歳 (R11)
移住施策を活用した転入者数	年間 247 人 (R5)	5年間で 1,014 人 (R7-R11)
観光入込客数	年間 994 千人 (R5)	年間 1,400 千人 (R11)
企業誘致件数（増設を含む）	1 件 (R5)	5年間で 5 件 (R7-R11)
雇用創出者数	年間 398 人 (R5)	5年間で 2,085 人 (R7-R11)

※上記重点指標は、「第3次豊後高田市総合計画」（前期）及び「第3期豊後高田市まち・ひと・しごと“活力”創生プラン」に掲げる目標と同一としている。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

① 評価の時期

原則毎年度とします。

② 評価手法

外部有識者で構成する「豊後高田市まち・ひと・しごと“活力”創生プラン」総合戦略会議において前年度事業の効果検証等を審査しているため、目標を一にする本計画の主要事業の評価についても一体的に行うとともに、その評価の結果や進捗状況等を公表し客観性及び透明性を確保します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関しては、平成29年3月に基本的な管理方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定（令和4年3月改訂）し、加えて令和8年3月には個別の公共施設の維持管理等を定めた第2期公共施設個別施設計画を策定します。過疎計画においても両計画に基づく全ての公共施設等に関して整合する事業を実施します。

① 基本方針

令和4年3月に改訂した計画では、本市が保有する公共施設のうち、施設床面積合計87,666㎡（約54%）が30年を経過し、また10年のうちに127,214㎡（約78%）が老朽化することが見込まれています。

平成28年度に推計した40年間の推計更新費用の年平均額32.5億円を過去5年間（平成23年度から平成27年度まで）の更新費用の年平均額26.1億円程度に抑えるよう計画しました。平成28年度から令和2年度の5年間の更新費用の年平均額は23.6億円であり、概ね計画の範囲内とすることができました。また、35年間（令和3年度から令和37年度まで）に見込まれる更新費用を令和2年度に策定した個別施設計画をベースに推計したところ、年平均額は26.9億円となり、平成28年度に設定した目標値を年平均で0.8億円上回っており、計画を進めていくためには個別施設計画の更なる精査が必要です。

また、公共施設の削減目標達成のため、以下の基本方針を設定します。

（ア）施設総量の圧縮

多くの公共施設が建替え時期を迎えることによる維持管理費用の急激な増加や、財源不足により維持管理にかけられる経費が少なくなっていくことが見込まれるため、施設のあり方の見直しや、統廃合や除却等による効果的な施設の再配置を行うことで、健全に維持管理できる施設総量（総延床面積）に圧縮します。

今後は原則、廃止を伴わない施設の新設は行わず、施設の建替えを行う際は、施設の複合化・多機能化を進めていきます。

（イ）ライフサイクルコストの縮減

一元化された施設に関する情報や新公会計制度による財務情報の活用により、維持管理運営の見直しや必要なメンテナンス、改修を着実に実行し、ライフサイクルコストと呼ばれる、施設の建設から施設の管理及び運営、そして建替えまでの総費用を縮減します。

（ウ）官民連携によるサービス向上

市民や民間事業者、他自治体等の多様な主体との連携により、ニーズの変化等に対応した柔軟で付加価値の高いサービス提供を行います。これまで以上の効率化や民間のノウハウ、資金の活用等により、行政だけでは提供できない、より市民満足度の高いサービスの提供を目指します。

（エ）既存資源の有効活用

人々が交流するための場所やコミュニティの活力を発揮・創出する場所として、施設の余暇スペースや未利用地等の遊休資産を有効活用するとともに、交流や公益的サービスを担う地域資源を活用した民間の場・空間づくりを支援していきます。

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

- ・全国に先駆けて、あらゆるニーズを捉えたきめ細やかな移住・定住促進施策を展開してきたことにより、全国的にも「住みたい田舎」として高い認知度を得るようになりました。
- ・U I J ターン等が増加した結果、平成26年から令和7年まで12年連続で「社会増」を達成するまでになっています。
- ・人口減少の進行で多くの空き家が発生しており、市営住宅の老朽化も進むなど、その有効活用や保全も課題となっています。
- ・市内の空き家を活用した空き家バンクを運用し、その利活用を進めています。
- ・若者・子育て世代の移住・定住を促進するため、定住促進住宅団地「夢まち」を市内2箇所に整備し、安価で良質な分譲宅地の販売を行うとともに、新婚世帯・子育て世帯のニーズにあった賃貸住宅や、移住者を対象にした土地代無償の住宅団地を真玉・都甲地域にそれぞれ整備しました。
- ・市営住宅は老朽化が進んでいる施設が多く、施設の建て替えなどの検討を進めるとともに、若者や子育て世代のニーズに合った分譲宅地や住宅の整備を進めています。
- ・婚活推進協議会のもと、独身男女の出会いの場を提供するイベントの実施や、「お世話人」を養成する講座・講演会の実施のほか、「婚活サロン」の実施により、結婚機運の醸成を図っています。
- ・高田高校生に向け、将来の仕事・結婚・出産の時期を考えてもらうライフプランニング講座を実施しています。
- ・今後は、ソフト・ハード両面で移住・定住をより促進させるための継続的かつ効果的な取組みが必要です。

(イ) 地域間交流の促進

- ・日本の原風景とも称される豊かな農山村景観、六郷満山文化ゆかりの仏教寺院や関連文化財、泉質の異なる個性的な温泉などの地域資源を生かして、交流人口や関係人口の増加を目指した地域間交流の促進が課題といえます。
- ・自治体間における広域連携の取組みをより実効あるものとし、スケールメリットを生かした施策の推進も課題といえます。

(ウ) 人材育成

- ・人口減少を食い止めるためには、本市の未来を支える人材として、教育環境の充実が必要です。

・人口減少や高齢化といった問題が、自治機能や産業の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

・産業面においては、一次産業を中心に担い手が減少していく中で、各産業において中心的な役割を担い、産地や地域をマネジメントできる中核的担い手の育成が必要となっています。

・就業面においては、「働きたい」という希望を持ちながら、希望が実現できていない人も少なからずおり、女性・高齢者・障がい者などをはじめ、多くの方がいきいきと働くことができる場をつくることが求められています

・高校・大学卒業・就職時等における若者の流出を防ぐとともに、Uターン就職などを促進する必要があります。

・市内企業の外国人材の受入れニーズが高まっている中、「B I C」による外国人技能実習生の適正な受け入れ環境の充実に向け引き続き支援していく必要があります。

・農林水産業における担い手不足は常態化しており、このまま確保がままならなければ、農林水産業の継続のみならず、本市の農村環境の維持並びに観光面に与える影響も心配されます。

・これら産業は機械化が進んだとしても、その作業の大半は人が行う必要があります、経験や技術が生産力に大きな影響を与えるため、長期にわたる人材育成が必要となります。

(2) その対策

(ア) 移住・定住

I 戦略的なPRの推進

① あらゆる媒体を活用したPRを推進します

- ・IJU支援サイトの充実によるきめ細かい情報発信
- ・市民参加型の移住動画を作成しYouTubeやSNSで情報発信
- ・都市部における移住フェアや観光イベントへ参加
- ・移住・定住パンフレットを整備し広く配布
- ・楽しい暮らしサポーターズ事務局との連携

II 支援体制の整備と充実

① 相談・支援体制を充実します

- ・相談・支援窓口のワンストップ化を推進
- ・オンライン移住相談会の実施
- ・移住者懇話会の開催などによる定住促進に向けた意見交換やネットワークづくり
- ・起業・就労・就農窓口と連携した移住相談会の実施

- ・移住・定住ガイドブックの整備・活用

- ・お試し居住施設の利用助成

- ・レンタカー補助による支援

- ・移住体験に向けた支援等の充実

- ・地域おこし協力隊制度の積極的活用

② 移住支援団体との連携を強化します

- ・豊後高田市観光まちづくり株式会社や地域・学校などとの協力・連携の強化

- ・移住者支援団体（楽しい暮らしサポーターズ事務局）や自治会と協力・連携した多様な

移住者支援施策の展開

Ⅲ 住環境整備の推進

① 空き家の利活用を促進します

- ・空き家リフォーム、不要物の片づけ等に対する助成

- ・新規登録の促進やインセンティブの充実などによる登録物件の安定的な確保

- ・移住者への生業につながる支援の充実

- ・半住半旅田舎暮らし体験といったお試し居住の実施

- ・移住希望者への空き家の紹介

- ・空き家見学プログラムの実施

- ・オーダーメイド型移住体験プログラムの実施

- ・田舎暮らしを体験できるツアーなどの展開

② 住まいの確保に対する支援を充実します

- ・住宅取得・引っ越し・リフォーム・家賃・仲介などの支援・助成

- ・民間の賃貸アパートに対するリフォーム助成の実施

③ 市営住宅、定住促進住宅団地の整備等を促進します

- ・地域住宅計画に基づく市営住宅等の改善整備

- ・既存の定住促進団地の早期完売に向けた取組み

- ・真玉地域に土地代無償の住宅団地を追加整備

- ・市内周辺部を中心に土地代無償等の住宅団地等を整備

- ・新婚や子育て世帯のニーズに合った市営住宅の整備

④ 魅力的な中心市街地を整備します

- ・豊後高田昭和の町を核とした魅力的な中心市街地の整備

Ⅳ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のないサポートの推進

① 結婚へ向けた機運を醸成します

- ・結婚を望む独身男女等の後押しと出会いの場の創設

- ・高田高校生へのライフプランニング講座の実施

(イ) 地域間交流の促進

I 社会インフラの整備充実

① 地域間交流を支える道づくりを推進します

- ・市道の改良や整備の実施
- ・広域アクセス道路の検討や要望活動の推進

II 市民視点の行政体制の構築

① 大分県や各自治体等との広域連携と交流を推進します

- ・高次救急医療における関係自治体との連携推進
- ・観光における関係自治体との連携推進
- ・廃棄物処理における関係自治体との連携推進
- ・高速道路とのアクセス改善に係る関係自治体との連携推進
- ・鉄道等の広域交通ネットワークの整備等に係る関係自治体との連携推進
- ・九州周防灘地域定住自立圏等における広域連携の推進
- ・兄弟都市である島原市との交流促進
- ・歴史的・文化的なご縁や、共通の施策でつながる自治体・団体との交流促進

(ウ) 人材育成

I 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的取組みの推進

① 確かな学力を育成します

- ・豊後高田市学力定着状況調査の実施
- ・各校における学力向上プランの作成・実行
- ・学力向上プロジェクト会議の開催
- ・協調学習の推進
- ・仮説検証型授業研究の推進
- ・P D C A サイクルを取り入れた不断の授業改善
- ・デジタル技術を活用した個別最適な学びの充実
- ・学びの 21 世紀塾の取組みについて、土曜日寺子屋講座や放課後児童クラブ学習支援実

施

- ・高田高校生のための学びの 21 世紀塾の実施

② 豊かな心を育成します

- ・道徳教育の充実や社会奉仕に関わる体験活動の実施
- ・自然・文化・芸術に関わる体験活動の実施
- ・勤労に関わる体験活動の実施
- ・人権課題の解決に向かう実践力を育成する人権教育・部落差別解消教育の実施
- ・読書活動の実施
- ・学校図書館を活用した授業の実施

- ・学びの 21 世紀塾のわくわく体験活動などの実施
- ③ 健康・体力づくりを推進します
 - ・各校の体力アップタイム（1 校 1 実践）の実施
 - ・小学校における体育専科教員の巡回指導の実施
 - ・中学校体力向上推進校の公開授業の実施
 - ・小中合同体育主任会の開催
 - ・地元食材を使用した食の提供
 - ・栄養教諭等と連携した「食育」授業の実施
 - ・歯磨き指導、フッ化物洗口の実施
 - ・家庭と連携した基本的な生活習慣の確立の取組みの実施
 - ・学びの 21 世紀塾「のびのび放課後活動」の実施
 - ・中学校における部活動・地域クラブの充実
- ④ いじめ防止等対策・不登校支援の推進を図ります
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の強化
 - ・生徒指導・教育相談に係る学校訪問の実施
 - ・人間関係づくりプログラムの実施
 - ・教育支援センター「ビリーブ」会議の実施
 - ・「いじめ防止等対策」のための各種会議の充実
- ⑤ 保幼小中高校種間連携を推進します
 - ・架け橋プログラムに基づく架け橋期のカリキュラムの作成
 - ・保・幼・小連携協議会や合同研修会の開催
 - ・保育園、幼稚園、小学校の公開保育・授業の実施
 - ・小学校・中学校における連携会議や架け橋授業（交流授業）の実施
 - ・中学校・高校の連絡会や合同研究会などの実施
- ⑥ 特別支援教育を推進します
 - ・関係機関と連携した早期からの就学相談の実施
 - ・特別支援教育支援員の配置
 - ・特別支援教育アドバイザーの派遣
 - ・特別支援教育コーディネーターを核とした各校の支援体制の充実
 - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく指導支援の実施
 - ・特別支援教育研修会の実施
 - ・学びの 21 世紀塾の特別支援教育講座「まなびのひろば」の活動の充実
- ⑦ 幼児教育を充実します
 - ・満 3 歳児の幼児教育の実施
 - ・公立幼稚園、保育園における給食費・授業料・預かり保育の無料化
 - ・幼児の心身の発達と地域の実態に即応した適切な幼児教育や教育課程の編成

- ・外部講師による英会話教室、文字教室、体操教室の実施
- ・豊かな自然体験・社会体験活動の充実

Ⅱ 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

① グローバル人材の育成を図ります

- ・英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）の積極的活用
- ・英語検定の受検者に対する助成制度やGTECの実施
- ・学びの21世紀塾の英会話講座の実施
- ・幼稚園・小学校・中学校を通じた英語力の育成を強化

② 地域とともにある学校づくりを推進します

- ・学校・家庭・地域の三者連携による取組みの推進
- ・学校支援地域本部と連携した教育活動の実施
- ・地域特性を生かした多様な体験や学習の場の提供

③ 豊後高田市への深い理解の促進を図ります

- ・郷土の歴史・文化出前講座などを通じた郷土学習の推進
- ・高田高校生のための学びの21世紀塾のプロジェクト活動事業の実施

④ 安心安全な学校づくりを推進します

- ・老朽化した施設における点検及び計画的な改修（省エネ化の改修を含む。）
- ・通学路の危険箇所の改善、安全指導の充実
- ・各学校における防災教育の実施

⑤ 青少年の健全育成に努めます

- ・被害・非行防止対策の推進
- ・さわやかあいさつ運動の推進
- ・子どもの居場所づくりの推進
- ・社会参加活動の推進
- ・青少年健全育成の啓発活動の充実

Ⅲ 支援体制の整備と充実

① 相談・支援体制を充実します

- ・相談・支援窓口のワンストップ化を推進
- ・移住者懇話会の開催などによる定住促進に向けた意見交換やネットワークづくり
- ・地域おこし協力隊制度の積極的活用

② 移住支援団体との連携を強化します

- ・豊後高田市観光まちづくり株式会社や地域・学校などとの協力・連携の強化
- ・移住者支援団体（楽しい暮らしサポーターズ事務局）や自治会と協力・連携した多様な移住者支援施策の展開

IV 多様な人材の雇用の場の創出と起業支援

① 女性・高齢者・障がい者の雇用の場を創出します

- ・女性雇用専門の窓口「子育て mama 相談窓口」設置を通じた就業の促進
- ・NPOなど関係機関との連携強化による手厚い相談体制の整備
- ・シルバー人材センターと連携した多様化する高齢者の働く場の拡大と充実
- ・支援機関や企業との連携による障がい者の自立に向けた雇用促進と段階的な就労支援の実施

V 多様な就業支援と人材確保

① 求人企業と求職者のマッチングを促進します

- ・企業就職説明会やインターンシップ制度の活用による雇用のマッチングを促進
- ・高校生を対象とした工場見学会の開催による地元就業の支援

② ふるさとハローワークとの連携を推進します

- ・雇用対策協議会を核とした就労相談や就労情報提供の充実

③ 学生のUターン就職促進等により若者の就業を支援します

- ・高校・大学卒業時の地元就職促進に向けた合同就職説明会の開催と市内企業の魅力発信
- ・新卒者等をターゲットとして、SNS等で情報発信する企業の紹介動画の作成を支援
- ・高校・大学等へ市内企業の求人情報やインターンシップの受入れ情報の提供による地元就職やUターン就職を促進

④ 外国人技能実習生の適正な受入を支援します

- ・外国人技能実習生と受入企業の橋渡し役を担う「B I C」の活動支援

VI 農林水産業の担い手の育成と確保

① 農業後継者、新規就農者等の担い手の育成と確保を推進します

- ・アグリチャレンジスクールを通じた多様な農業の担い手、実践農家の育成
- ・認定農業者に対する補助事業や農業制度資金の優遇による利活用の推進
- ・企業的農業者への育成促進
- ・新規就農フェアなど都市部における情報発信活動の推進と相談体制の充実
- ・就農に必要な技術の習得、円滑な経営開始と早期経営安定に向けた支援の充実

② 企業参入による担い手の確保を推進します

- ・中核的な担い手となりえる企業や6次産業化を推進する企業、農業分野における人材派遣を扱う企業等に対する、経営の早期安定に向けた支援の実施

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

2 移住・定 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	(1) 移住・定住			
		住宅団地等整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業			
		移住・定住促進PR事業	市	
		移住・定住促進奨励事業	市	
		空き家活用促進事業	市	
		結婚応援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

(1) 現況と問題点

(ア) 農 業

(生産力の強化)

・本市の農業は海岸部から中山間地域まで広い地域で営まれており、各地の特色を生かした農業生産活動が展開されており、農業産出額は約 123 億円(令和5年)となっています。しかしながら、農業分野においても担い手の高齢化、後継者不足という人材難に陥っており、専業・兼業農家ともに減少が続くとともに、兼業農家や高齢者の多い集落などでは定年延長等の雇用体系の変化に伴い担い手不足が深刻になっています。

・地域の農業を支え、発展させる意志と能力のある認定農業者等の中核的な担い手・経営体の育成を図っていく必要があります。

・農業生産に不可欠な農地についても、担い手不足を主因に耕作放棄地が増加していることから、中核的な担い手への農地集約などによる有効活用が求められています。

・生産性をより高めるためにスマート農業等による省略化と新技術や新品種の導入、付加価値の高い商品の生産拡大等、持続性のある生産体系確立が本市農業の課題といえます。

・気候変動の影響下でも安定的な収量の確保、品質の安定化を図っていく必要があります。

・農業の持続的な発展のため、農業用施設等の保全・適正管理を図っていく必要があります。

(地域ブランド力の向上)

・本市の農産物のうち、豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生、ボタンボウフウなどの市特産品目や白ねぎ・花き・イチゴなどの基幹品目は、市外においても知名度・認知度が向上しており、一定のブランド力を持っていると評価できます。

・これらをはじめとした農産品が、都市部で他地域の農産品に比べ高価格で販売されるようになるには、世界農業遺産、GAP(農業生産工程管理)、HACCP(国際的な衛生管理手法)などの各種認証制度による安全・安心な農林水産品の供給体制の整備等も含めたより一層のブランド力の向上が必要であり、今後の大きな課題といえます。

(6次産業化の推進)

・第1次産業を活性化していくためには、農産物の生産にのみ力を注ぐだけでなく、より高付加価値化を目指し第2次産業、第3次産業と連携する「6次産業化」を促進することで、本市の農業生産者や関連事業者の所得を増加させていくことが必要です。

・本市では、「豊後高田そば」が西日本有数の産地化に成功するとともに、手打ちそば店の認定制度や各種イベントにより、生産から加工・サービス・販売に至る多様な主体が関わる産業として成立するまでになっています。

・「豊後高田そば」をはじめ「手づくり万菜おせち」「落花生」「植物油」「ボタンボウフウ」「豊後高田ハンバーガー」「ひじき」などの地域特産作物を活用した商品開発を行い、道の

駅や直売所、昭和ロマン蔵、「豊後高田昭和の町」各店舗等での市内農産品を活用した農産品の開発と販売を行いながら地域と個店の魅力向上を図っています。

・「豊後高田そば」を一つの成功事例として、他の産品についても6次産業化を進め、ふるさと納税制度の活用や観光とも連携し、より付加価値の高い商品・サービスを生み出すことで、本市経済の活性化を図ることが求められています。

(イ) 林業

・本市面積の56.8%を占める山林は、治山治水や水資源の涵養、里山の景観保全、自然環境保全などの公益的機能、観光や木材・林産物生産などの経済的機能、自然体験学習・森林セラピーなどの教育・健康維持機能など様々な多面的機能を有しています。

・担い手の高齢化や労働力不足などに起因する未整備森林の解消に加え、老朽化した林道などの改修・維持管理が課題となっています。

・イノシシやシカなどによる鳥獣被害も深刻化していますが、これに対応する地域の人手も不足しており、早急な対応が求められています。

(ウ) 水産業

・本市の海岸線は、浅海地域の干潟漁業や近海での刺し網漁、小型底引き網漁や籠漁をはじめ、沖合では赤貝の養殖など、規模は小さいものの多種多様な漁業が展開されていますが、近年では海洋環境の変化により漁獲量は減少し、魚価の低迷・燃料・資材の高騰など水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

・漁業の担い手の高齢化と後継者不足も進んでおり、漁業者の数も激減している。新たな漁法の取組や養殖事業に取り組むことで、安定した収入モデル漁業を構築するとともに、漁業生産基盤の整備、水産物の高付加価値化による所得向上を行い、漁業後継者を確保し、地域水産業の維持、発展を図る必要があります。

・香々地地域で捕れる「岬ガザミ」は、冬季の漁業者所得の安定に直接寄与する漁獲物だけでなく、地域経済や観光振興に重要な役割を果たす地域団体登録商標であり、漁業、飲食店、宿泊業等の関連産業において集客効果の高い重要な役割を果たし、地域住民の雇用や収入源の柱となっていました。温暖化等の影響により天然のガザミの漁獲量は近年著しく減少しています。

・令和4年度から旧クルマエビ養殖施設を活用し、ガザミの試験養殖を支援していますが、完全養殖の実現に向けて取組みを進めていく必要があります。

・新たな海業の取組として、ガザミ養殖と並行して牡蠣養殖にも取り組んでおり、儲かる養殖業を確立するため、養殖設備の拡大により生産量の増加を図る必要があります。

・漁港・港湾施設は、老朽化が進んでおり、施設に改良を加えるなど、既存施設の有効活用も計画的に進める必要があります。

(エ) 工業

・「大分北部中核工業団地」「美和工業団地」「城ノ下工業団地」「大村工業団地」の4箇所の工業団地があり、そのうち大分北部中核工業団地は県内でも有数の規模を誇る工業団地です。

・平成27年度から令和6年度にかけての新規誘致企業数は4社、大分県が企業誘致とカウントする一定規模以上の増設は34件（大分北部中核工業団地関係23件、美和工業団地関係10件、大村工業団地1件）という成果が上がっています。

・企業誘致によって多くの製造業が立地することとなり、本市の製造業は出荷額・従業者数ともにこれまで最も多い水準となっており、産業構造の中でも極めて重要な位置を有する産業となりました。

・製造業の立地は、市民の雇用の場の拡大につながるとともに、市外から移住を希望する人の就業の場ともなることから、今後の本市の人口減少を食い止める上でも工業の振興はこれからも大きな課題となります。

・持続的な工業振興を進めるためには、就業人口の減少に伴う、多様な就業者の確保が必要となっています。

・本市では、市内企業の外国人材の受入れニーズが高まっている中、「B I C」を設置し、外国人技能実習生の適正な受け入れの環境を整備しています。

(オ) 商業

・商業は、地域の人々が普段の生活を送る中で必要となる財やサービスを提供する産業であり、かつ、地域外から来訪する観光客などにとって消費を行う場として機能する重要な産業です。

・商業を取り巻く環境をみると、人口減少による市内の消費市場の縮小が進む中で、自動車社会の定着、インターネットショッピングの浸透、高齢化の進展など、消費者の消費行動やニーズは多様化が進んでいます。

・消費者側の変化がある一方で、商業環境も郊外型大型店などの進出により中心市街地やその周辺の商店街などの地域商業は、厳しい競争にさらされている状態です。

・個人商店では、経営者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や空き店舗の解消、建物の老朽化なども課題となっています。

・地域商業が生き残りを図っていくには、まず市民の消費を引き寄せるために、魅力ある商品づくり（売れるモノづくり）と、高齢者や子育て世代など幅広い人々の生活に寄り添うきめ細かいサービスを提供することで、地域にとって不可欠な存在となっていくことが求められます。

・「豊後高田昭和の町」の取組みは、昭和の4つの再生（建築・歴史・商品・商人）をコンセプトに、商業と観光の一体的振興を目指すため、平成13年にスタートし、地域住民だけでなく、広く観光客の受け皿となっています。そのため、観光消費が本市の経済を支える重要なものであることを踏まえ、今後も「昭和」をキーワードに、他地域との差別化を図

ることで末永く広域から人を引き付ける魅力的な商店街づくりを進めていく必要があります。

・令和8年に『昭和100周年』『豊後高田昭和の町誕生25周年』を迎えることから、積極的なPR活動を展開するなかで着実に誘客促進に繋げていくための取組みが必要となります。

(カ) 観 光

・地域の魅力を生かした観光振興に取り組み、本市の観光入込客数は平成25年の年間112万人から、平成30年には年間130万人以上にまで増加し、その後、コロナ禍で一時減少したものの、令和6年には年間97万人、令和7年には年間103万人となっており、今や観光は本市の経済を支える重要な産業分野の一つとなっています。

・社会情勢の変化やコロナ禍を契機としたデジタル社会の進展、旅行ニーズの多様化、全国的な少子高齢化の進展など、新たなニーズに的確に応えていくことが求められています。

・海外観光客（インバウンド）については、全国で大幅に増加しているものの本市では少ないため、本市の地域資源の強みを生かした取組みや情報発信力を高めるなど、インバウンドの受入環境の整備や誘致への対応強化が課題となっています。

・外国人観光客のリピート率を向上させるためには、まず顧客満足度を高める取組みが重要です。日本に初めて訪れる方へ、空港や駅からのアクセスを詳しく情報発信するなど、不安を解消させることで安心感となり満足度が高まる取組みが必要です。

・国内観光客については、本市を訪れる人を増やすための魅力の向上やPRに加え、個人旅行や滞在型旅行が旅行形態の主流となる中で、観光客ができるだけ長く本市に滞在するきっかけづくりと、様々な体験を提供することで消費する機会を創出していくことが課題となっています。

・点在する観光資源を結びつけ、観光資源からその地域内の観光資源へと移動し観光する「点から線へ、そして面へ」と繋がる面的な観光振興を図ることにより、誘客を促進させ消費の拡大を図ることが課題となっています。

・長期滞在と消費拡大が期待できるアドベンチャーツーリズム（アクティブ、自然、文化体験の2つ以上で構成される体験型観光）を活用した長期滞在型コンテンツの整備が課題となっています。

・健康増進、環境負荷の低減効果の観点から世界中でサイクルツーリズム（自転車を活用した観光）やヘルスツーリズム（温泉療法や森林療法、海洋療法などを行う旅行）が人気となっており、取組みを進める必要があります。

・障がい者、高齢者などが安心して観光に出かけられるユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の取組みが求められており、今後、こうした流れを活用した誘客促進対策が課題となっています。

・本市を代表する観光地のひとつである「豊後高田昭和の町」では、令和8年に『昭和100周年』『豊後高田昭和の町誕生25周年』を迎えるため、市内観光施設と絡めた多面的なPR

活動と誘客促進に取り組む必要があります。

・本市の自然・歴史文化の持つ潜在力を踏まえれば、観光地としての魅力を更に高めるために取り組むべき課題はまだ多く残っているのが現状です。

・「豊後高田昭和の町から市内各地への周遊を誘導する施策」や、「季節ごとに繁閑のある観光動向について通年での集客を可能とする施策」、「より高付加価値な商品・サービスの販売促進」、「リピーターを生み出す仕組みづくり」など、経済効果を生み出す取り組みが必要です。

・インバウンドを含めた観光客のリピーターを生むために、公衆無線LANの整備やキャッシュレス対応、トイレの洋式化など、観光施設の受入環境の整備や心温まる対応をする「おもてなしの心」の更なる向上が必要です。

・「豊後高田昭和の町」から「長崎鼻」をつなぐ国道213号沿いには、夕陽の絶景スポット「真玉海岸」をはじめ、縁結びの神様として知られる「粟嶋社」や「花とアートの岬・長崎鼻」など、ロマンティックなスポットが点在しています。これらのスポットを結ぶ約20キロのルートを“恋が叶う道”「恋叶（こいかな）ロード」と命名しています。恋叶ロードでは、人道トンネルにアートを描いた恋叶トンネルの取組みのように、地域資源を活かした魅力あるコンテンツの整備促進が課題となっています。

・国東半島は、変化に富んだ自然環境に恵まれ、交通量も少ないため、サイクルツーリズムの人気スポットとなる可能性があり、誘客促進の取り組みが必要です。

・多言語化への対応も求められるようになり、多様化する観光需要に対応できる人材が不足しているのが現状です。

・各観光施設運営側も高齢化しており、担い手不足という課題も直面しています。

・効果的かつ広域に観光プロモーションやイベント情報等の発信を行うため、ホームページやSNS等の各種広報媒体の活用方法を検討していく必要があります。

・戦略的な観光振興や誘客促進を図るため、AI等のデジタル技術を活用した観光動態のデータ収集・分析を行い、ニーズに合った各種取組を推進する必要があります。

(2) その対策

(ア) 農 業

I 生産力の強化

① 人材育成や設備投資等を支援し経営基盤強化を推進します

- ・普通作物の土地利用型作物産地の確立に向けた大規模担い手（集落営農法人・農業企業者）の経営強化支援
- ・新規就農者の育成確保に向けたアグリチャレンジスクールの実施
- ・中山間地域における耕作放棄地対策と畜産分野における放牧事業の実施
- ・新規就農者の育成確保に向けた国の農業次世代人材投資資金の活用

- ・市独自支援制度を効果的に活用した新たな担い手の確保
 - ・大規模担い手を対象にした排水対策や栽培管理に関する各種研修会等の開催
 - ・規模拡大や複合化、効率化による経営力強化のための設備導入への支援
 - ・流通、加工、販売部門における企業等との連携による地元生産者の育成
 - ・農業用施設、排水機場、樋門の更新及び維持整備
- ② 農地の集積と整備を促進します
- ・担い手農家や新規就農者等への農地集積の推進
 - ・水田の畑地化による白ねぎ等高収益作物の導入とほ場の整備
 - ・施設園芸団地の整備による企業的農家の育成推進
 - ・ほ場整備などの土地改良事業や高温乾燥対策、耕作放棄地の再生による生産拡大を推進
 - ・多面的機能支払交付金等の活用による担い手農家への農地集積の促進
- ③ デジタル技術等の活用による効率的かつ省力的な経営体への転換を推進します
- ・スマート農業などの活用による高生産性システムの構築を推進
 - ・気候変動等を見据えた関係機関等との連携による新品種の導入検討
- ④ 中核的担い手を育成します
- ・新規就農者や企業の参入も視野に入れた担い手の育成推進
 - ・労働力不足に対する作業代行等によるサービスサポート体制や外国人技能実習生の活用等の推進

II 地球温暖化対策の推進

- ① CO2 吸収源対策の推進を図ります
- ・環境保全型農業直接支払交付金を活用した環境保全型農業（有機農業者）の支援

III 地域ブランド力の向上

- ① 安全・安心の商品づくりを推進します
- ・豊後高田そば、豊後・米仕上牛、落花生、ボタンボウフウ、マコモなどの本市特産品目及び白ねぎ、花き、花木、イチゴなどの本市基幹品目の生産拡大とブランド力の向上
 - ・有機農業についてオーガニックビレッジ宣言に基づく市独自認証制度等による有機農産物・夢叶野菜の生産販売の推進
 - ・田染荘を中心とした世界農業遺産地域産品のブランド力の強化
- ② ブランド化や販路拡大により新たなマーケットへ挑戦します
- ・地域特産品のブラッシュアップによるブランド化や都市部での百貨店、飲食店等への販路拡大
 - ・新たな道の駅の整備等及び道の駅・まちの駅をはじめとした直売所の活用やお歳暮等での取扱いの実施
 - ・インターネット等 SNS による情報発信の実施
 - ・豊後高田市観光まちづくり株式会社や食品・加工企業等との連携による地域産品の PR

強化と新たな流通体制の構築

Ⅳ 6次産業化の推進

① 付加価値を高める産地づくりを図ります

・そば・ハトムギ等の生産者、地元食品企業や加工業者、栽培技術研究機関や有識者などの連携による6次産業化の体制の確立

・そばの安定的な収量確保に向けた計画的なブロックローテーションの実施

・そば栽培に係る他作物との輪作体系と土壌改良資材の投入促進による生産安定化の確立

・豊後高田そばの栽培マニュアル化によるきめ細やかな栽培指導の徹底

② 多様化するマーケットへの新たな販路開拓を進めます

・そば・植物油・ボタンボウフウ等の生産した地域の食材の利用促進

・6次産業化による「健康食品」「安全・安心な商品」「手づくり商品」など付加価値の高い商品開発の支援

・昭和ロマン蔵や道の駅・直売所等を活用した特産品の営業・PRと県内外での販路拡大の推進

・観光との連携による地元消費の拡大やインターネット等SNSも活用した情報発信の促進

・ふるさと納税制度を活用した販路拡大の支援

(イ) 林業

I 循環型システムの確立による環境保全型林業の振興

① 椎茸・タケノコの生産を拡大し担い手を育成します

・生産基盤整備事業・新規参入者サポート事業・新規参入支援（原木購入）事業・椎茸生産に係る研修などの実施

・生産意欲の向上等のため、施設整備、機械導入、原木搬出路の開設など生産基盤の整備を支援

・林産物等の輸送のための林道などの改良や整備を実施

・椎茸生産組合への加入促進

・椎茸生産組合が行う情報提供・啓発活動・先進地研修の支援

・竹林整備等の支援による加工用タケノコの生産拡大、優良竹林化の推進

② 有害鳥獣対策を推進し農山村環境の保全を図ります

・大分県・狩猟者団体等との協力体制強化による銃猟者スキルアップセミナーへの参加推進・一斉捕獲の実施

・新規狩猟免許取得者に対する初心者狩猟講習会費の助成や罠の貸与を実施

・有害鳥獣捕獲従事者に対する市独自の活動協力金助成の実施

・農作物の野生鳥獣害対策徹底のため捕獲や防護柵設置を計画的に推進

II 地球温暖化対策の推進

① CO2吸収源対策の推進を図ります

- ・森林環境譲与税を活用した未整備森林の解消促進

(ウ) 水産業

I 地域特性を活かした水産業の振興

① 漁港施設や増殖礁の整備により水産基盤設備を強化します

- ・水産資源の保護育成や人工漁礁の設置による漁場の整備
- ・ヒジキの増殖場の整備
- ・増殖礁の設置による藻場の造成や海底の堆積物の除去の実施
- ・天然資源維持、拡大のための魚介類放流事業の実施

② ガザミ等の養殖に取り組み漁業所得の向上を図ります

- ・ガザミ・カキ養殖技術の確立・支援
- ・ガザミ養殖施設の検討・整備
- ・ガザミを活用した集客イベントの開催
- ・ガザミの流通拡大とブランド力の強化の推進
- ・カキ養殖設備整備の拡大と事業の構築
- ・6次産業化に向けた支援の充実

③ 地域海産物のブランド化による水産業と観光の一体的振興を図ります

- ・地域海産物のブランド化による漁業所得及び関連産業の所得の向上の支援
- ・地域の海産物を活用した食のイベント開催による交流人口の拡大

II 地球温暖化対策の推進

① CO2吸収源対策の推進を図ります

- ・沿岸浅海域における藻場の保全と拡大

(エ) 工業

I 戦略的・効果的な企業誘致の促進による工業の振興

① 地域産業の多様化を目指した企業誘致及び増設を促進します

- ・大分県及び大分県土地開発公社との連携促進
- ・進出予定企業に対する効果的な情報発信や優遇制度の実施・紹介
- ・企業誘致及び設備投資を促すため、工場の新設又は設備投資等に係る経費を支援
- ・新たな工業用地の確保に向けた調査実施と検討
- ・自動車やOA機器の産業集積を目指した関連企業の誘致促進
- ・サテライトオフィスへの企業誘致の推進
- ・地場産業へのIoTを活用した生産性向上の支援
- ・自動車産業以外の業種についても誘致を推進

② 多文化共生社会の実現と合わせた就業者の確保対策を推進します

- ・ B I Cの活動支援
- ・ 技能実習生等が安心して生活・実習ができる体制整備
- ・ 外国人に対する就労・生活相談窓口の開設
- ・ 外国人用の生活ガイドブック・避難マップの作成
- ・ 余暇時間を楽しく過ごせる交流イベントの開催
- ・ 短時間労働を行うアルバイト等の人材確保と受入環境整備の促進

(オ) 商業

I 地域の特性を活かした商業の振興

① 豊後高田昭和の町のブランド力向上による商業振興を図ります

- ・ 若い年代層の観光客ニーズに対応した活性化施策の検討と実施
- ・ 商店主・商工会議所・観光まちづくり株式会社と連携した「昭和の4つの再生」の推進

- ・ 昭和の町案内人によるおもてなしの充実
- ・ まちなみの統一や景観の拡充
- ・ 地産地消を行う飲食店舗の支援
- ・ 空き店舗への商店誘致や起業支援の実施
- ・ 観光まちづくり株式会社での店舗情報やイベント情報の発信
- ・ 豊後高田昭和の町誕生25周年の節目を契機とした国内外への効果的な情報発信
- ・ 昭和にこだわった展示施設や創業支援施設などの拠点施設の整備
- ・ 観光施策と一体的な誘客促進と商店街活性化の推進
- ・ インバウンド需要に対応したキャッシュレス化や多言語表示の充実
- ・ インバウンド向けの体験型誘客イベントの実施

② 中小企業の活性化による地域内経済循環を促進します

- ・ 「中小企業振興基本条例」に基づく施策や取組みの推進
- ・ 市民や事業者等に対する中小企業の重要性の啓発

③ 市民及び観光客の消費喚起と消費拡大を推進します

- ・ プレミアム付き商品券の販売や食のイベント等による地域内消費の拡大推進
- ・ キャッシュレス化や電子マネー等を活用した地域通貨導入の検討
- ・ 飲食店などに対する地域特産品の利用推進

④ ふるさと納税制度の推進により販路拡大を支援します

- ・ 返礼品を通じた地場産品の魅力と認知度の向上

(カ) 観光

I 海外誘客（インバウンド）と国内誘客の推進

① パンフレット多言語化等の受け入れ環境を整備します

- ・海外誘客に係るパンフレットやホームページの整備
 - ・海外誘客に係る本市へのアクセス方法や周遊ルートの情報発信
 - ・公衆無線LANの整備やキャッシュレス対応、トイレの洋式化、デジタル音声ガイドサービス提供等の受入環境の整備
 - ・公益社団法人ツーリズムおおいた等との連携による「アジアの玄関口」九州の地の利を活かした受け皿づくりの強化
 - ・ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の推進に向けた施設のバリアフリー化やデジタル技術活用による環境整備の促進
- ② 戦略的な誘客プロモーションを実施します
- ・海外誘客に係る魅力ある観光ルートの開発促進
 - ・外国人技能実習生等を対象とした観光モニターツアーを通じた、観光素材の魅力深化と海外に向けた魅力発信
 - ・市外の集客力ある観光施設等への観光素材の設置推進
 - ・多様なメディアへの露出や多様な宣伝媒体を活用した効果的な情報発信の推進
 - ・ホームページやSNS等を活用した情報発信の推進
 - ・AI等のデジタル技術を活用した観光動態のデータ収集・分析を行い、戦略的な誘客促進を推進
- ③ 地域の特性を活かした誘客促進を図ります
- ・地域資源の見直しによる新たな商材の発掘
 - ・「恋叶ロード」を拠点とする周遊観光ルートの推進
 - ・国東市と連携した「国東半島峯道ロングトレイル」の推進
 - ・長崎鼻における自然環境を活かした滞在型の保養リゾートづくりの推進
 - ・インバウンド需要に対応するアドベンチャーツーリズムの促進
 - ・アドベンチャーツーリズム等を活用した長期滞在型コンテンツの整備
 - ・ヘルスツーリズムやリトリートツーリズム（いつもと違う環境に身を置き、心と身体の疲れを癒す観光）等の体験型観光の推進
 - ・グリーンツーリズム（農林漁業体験、農山漁業の自然や文化に触れる観光）などを活用した教育旅行の誘致
 - ・長崎鼻リゾートキャンプ場、スパランド真玉等を活用したMICEの誘致
 - ・「豊後高田昭和の町誕生25周年」を契機としたイベントの開催
 - ・「昭和のまち・てらす」等を活用したイベントの実施
 - ・ARやVR等のICTを活用した環境の整備
 - ・高付加価値コンテンツの充実や観光ガイド人材の育成
- ④ 広域的な観光振興を推進します
- ・関係機関や近隣自治体との連携の深化
 - ・点から線へ、線から面への広域的な観光振興による効果的な誘客の促進
 - ・六郷満山文化を活用した滞在型観光の推進

- ・豊の国千年ロマン観光圏における広域周遊観光の推進
- ・九州周防灘地域定住自立圏広域観光振興協議会等との一体的な周遊型観光の推進
- ・広域観光ルートの開発推進

II 地域特性を活かした新たな観光振興

① 観光ガイド等の観光人材を育成・確保します

- ・観光客への「おもてなし」強化に向けた講習会等の実施
- ・昭和の町案内人の育成と田染観光ガイドの会などとの連携の深化
- ・多言語音声ガイド機能の充実
- ・同時翻訳機などICTを活用したインバウンド観光客の受入体制の拡充
- ・持続可能な観光地域づくりに向けた新たな観光人材育成の支援

② 豊後高田市ならではの素材磨きによるブランドイメージの確立を図ります

- ・「豊後高田昭和の町」の観光拠点エリアとしての機能の充実
- ・「恋叶ロード」におけるストーリー性のある周遊観光ルートの開発と整備
- ・「花とアートの岬・長崎鼻」における四季の花々や紅葉を楽しめる景観の整備
- ・縁結びスポット「粟嶋社」における魅力的なコンテンツの整備促進
- ・美しい夕陽が楽しめる「真玉海岸」における魅力あるコンテンツの整備促進
- ・個性豊かな泉質と地域特性を活かした「くにさき六郷温泉」の一体的なPRの強化
- ・「新・湯治」等温泉施設を活用した誘客の促進
- ・六郷満山文化を活かした神社仏閣への拝観誘客の強化
- ・国東半島地域における神仏習合などのブランドイメージの確立
- ・「天念寺耶馬、無動寺耶馬」及び「中山仙境（夷谷）」の特性を活かしたハード・ソフト事業による誘客促進
- ・「峯道ロングトレイル」など健康的な観光ルートの整備
- ・着地型旅行商品の開発と誘客の促進
- ・近隣自治体と連携した「仁王輪道」等のサイクルルートの整備

③ 観光消費の増大につながるサービスや商品の開発促進を図ります

- ・飲食店の食べ歩きや食をテーマにしたスタンプラリーなどの実施
- ・特有の素材を活かした滞在型・着地型旅行商品の開発
- ・消費単価が高い宿泊客の確保に向けた宿泊施設の整備促進
- ・「豊後高田そば」「岬ガザミ」「豊後・米仕上牛」等による「食」の観光振興の促進
- ・「長命草」や「落花生」などの地産地消を推進する健康メニューの開発
- ・新しい土産物の開発の推進

④ 景観の再生とツーリズム基盤の整備を図ります

- ・「日本風景街道」や「恋叶ロード」等の海辺の眺望における景観整備
- ・魅力的な景観を阻害する樹木伐採などによる景観再生の推進
- ・観光サインの整備等による地域観光の回遊性の向上

- ・ 二次交通対策として自家用有償運送などを視野にした交通基盤確立の検討
 - ・ サイクルツーリズムの進展に伴う自転車の活用・検討
 - ・ SDGsの達成に貢献する持続可能な観光振興の推進
 - ・ 豊後高田市観光まちづくり株式会社を中心とした受入体制の強化
- ⑤ 地域特性を活かした新規イベントを創造します
- ・ 誘客促進と地域内消費につながる多種多様なイベントの企画・実施

Ⅲ 地球温暖化対策の推進

- ① 公共施設におけるエコエネルギーの導入を推進します
- ・ 観光施設等におけるEV充電設備の整備

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農業			
		水田畑地化推進基盤整備事業(水崎)	県	
		水田畑地化推進基盤整備事業(中真玉・臼野)	県	
		水田畑地化推進基盤整備事業(森)	県	
		水田畑地化推進基盤整備事業(呉崎)	県	
		基幹水利施設保全対策事業(西国東)	県	
		基幹水利施設保全対策事業(並石)	県	
		農業農村整備計画調査事業(呉崎)	県	
		農業水利施設保全合理化事業(呉崎)	県	
		農業水利施設保全合理化事業(西国東)	県	

		防災重点農業用ため池等整備事業(芝場)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(第2三石)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(雲林)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(柳谷)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(梅田)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(藤原)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(豊後高田)	県	
		防災重点農業用ため池等整備事業(石部)	県	
		海岸保全事業(北部海岸)	県	
		農業体質強化基盤整備事業(豊後高田_畑地等)	市	
		農業体質強化基盤整備事業(豊後高田_ため池・水路等)	市	
		団体営農道保全対策事業	市	
		農業水利施設保全対策(豊後高田)	市	
	林業	森林環境保全整備事業(落水線)	市	
		森林環境保全整備事業(姪畑・山ノ神線)	市	
		森林環境保全整備事業(豊後高田山香線)	市	
		森林基盤整備事業(豊後高田山香線)	市	

		森林環境保全整備事業(小野迫線)	市	
		林業専用道(規格相当)整備事業	森林組合	
		森林環境保全整備事業(猪群山山頂アクセス林道)	市	
		森林環境保全整備事業(城成線)	市	
	(2) 漁港施設			
		水産物供給基盤機能保全事業	県	
		水産環境整備事業	県	
		海岸メンテナンス事業	県	
		緊急自然災害防止事業	県	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	おおいた園芸産地づくり支援事業	地元	
		大分県畜産生産振興対策事業	地元	
	水産業	かかち地域経済活性化事業費	市	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	経営体育成支援事業	集落営農法人	
		農業経営発展支援事業	市	
	流通販売施設	地域特産品消費販売振興事業	市	

	(6) 起業の促進	かかち道の駅整備事業	市	
	(7) 商業	起業支援事業	市	
	その他	チャレンジショップ整備事業	市、観光まちづくり株式会社	
		昭和ロマン蔵魅力向上事業	観光まちづくり株式会社	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		観光施設等整備事業	市	
		観光サイン整備事業	市	
		健康交流センター花いろ長寿命化事業	市	
		資源活用型地域活性化事業	市	
		観光受入体制等基盤強化推進事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
		中山間地域等直接支払交付金事業費	市	
		農業農村多面的機能支払交付金事業	市	
		農地集積支援事業	地元	
		環境保全型農業直接支払交付金事業	地元	

		おおいた和牛生産向上対策事業	地元	
		直売所を核とした地域農業振興事業	市	
		新規就農支援事業	市	
		地域産品販路開拓事業	市	
		中山間地域花木類導入促進事業費	J A花き部会	
		魚貝類育成事業費補助金	漁協	
		水産多面的機能発揮対策事業補助金	地元	
		新規漁業就業者支援事業 (家賃助成事業)	市	
		新規漁業就業者支援事業 (漁船・漁具等購入助成事業)	市	
		企業立地奨励金	市	
		工業用水使用料補助金事業	市	
		外国人等人材確保に向けた受入環境支援事業	市	
		インターンシップ支援事業	市	
		豊後高田で働こう奨学金返済支援事業	市	
		若年者就職支援事業	市	
		事業継承支援事業	市	
		周遊観光誘客情報発信事業	豊後高田市 観光協会	

		戦略的観光情報・魅力発信事業	豊後高田市 観光協会	
		くにさき六郷温泉活性化事業	観光まちづくり株式会社、 くにさき六郷温泉活性化推進協議会	
		長崎鼻景観づくり事業	NPO 法人長崎 鼻B・K ネット	
		広域観光誘客促進事業	観光まちづくり株式会社	
		峯道ロングトレイル誘客促進事業	国東半島峯道ロングトレイルクラブ	
		デジタルアートを活用した誘客促進事業	観光まちづくり株式会社	
		地域イベント振興補助金	各イベント団体	
	(11) その他			
		県施行港湾改良事業負担金	県	
		サテライトオフィスIT企業誘致促進事業	市、IT企業誘致推進協議会	
		若年勤労者向け賃貸住宅建設促進奨励金	市	
		工業団地整備事業	市	
		昭和の町宿泊施設整備事業	市	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
豊後高田市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館 業、畜産業、水産業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本計画18ページ記載の「(ウ)『確かな未来』を築くまち」を基本施策に、次の方針に基づいた多様な取組みを図り当該業種の振興を促進します。

- (1) 地域の特性を活かした商業の振興
- (2) 戦略的・効果的な企業誘致の促進による工業の振興
- (3) 海外誘客（インバウンド）と国内誘客の推進
- (4) 地域特性を活かした新たな観光振興
- (5) 文化財などを活用した新たな魅力づくりの推進
- (6) 生産力の強化
- (7) 地域ブランド力の向上
- (8) 6次産業化の推進
- (9) 循環型システムの確立による環境保全型林業の振興
- (10) 地域特性を活かした水産業の振興
- (11) 多様な人材の雇用の場の創出と起業支援
- (12) 多様な就業支援と人材確保
- (13) 農林水産業の担い手の育成と確保
- (14) 文化財の保存と伝統文化の継承

(iii) 他団体等との連携

平成27年度に策定した中小企業振興基本条例に基づき、経済団体、金融機関、教育機関等の関係団体が協働して中小企業の振興を推進し、地域経済の循環並びに市民生活の向上を図ることで、持続可能なまちづくりを進めていきます。また、農林水産業においても、大分県をはじめ、JA、JF等の協同組合、生産者組織と連携し生産者の所得向上や産業課題の解決に取り組みます。

広域行政においては、県域をまたぐ4市3町で構成する九州周防灘地域定住自立圏や、九州域、県域、県北地域、国東半島地域などの多様な分野の域内組織において、各種施策の取組みを着実に推進し、産業の振興を図ります。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業施設については、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

健康交流センター花いろについては、温泉施設の営業に支障が出ないよう適切な維持管理に努め、必要に応じて長寿命化対策を実施します。

レクリエーション施設等は、有効活用を図り、今後も長期間の利用ができるよう、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。更新時期には、施設の利用状況や地域の実情、費用対効果などを勘案するとともに、施設のあり方についても検討します。

(1) 現況と問題点

- ・市内外の情報格差の是正、テレビ難視聴地域の解消、地上デジタル放送へ移行の対応、デジタル技術を活用した地域振興及び市民福祉の向上を目的として、これまで市内全地域を対象としたケーブルネットワーク施設の構築を図っています。
- ・ケーブルネットワーク施設は、高速インターネットサービスの利用環境が整うとともに、緊急通報や安否確認サービスなどの福祉サービスなど、様々な分野でのデジタル技術活用の道が広がっており、このネットワークは本市の安全・安心なまちづくりにとって不可欠なインフラとなっています。
- ・今後も、市民ニーズや地域課題に対応した情報コンテンツの作成・発信の強化や進展が著しいインターネット環境への対応が求められます。
- ・日常生活の様々な場面でデジタル化が進展しています。市民にとってより利便性や満足度の高い行政サービスを提供するためにもDXの推進が求められています。
- ・デジタル社会の進展に対応できるよう、利便性や満足度の高い行政サービスを提供できる人材の育成も求められます。
- ・市の重要施策や各種団体等の取組み、地域の伝統行事など、市報、ケーブルテレビ、ホームページ、SNSなどの各種媒体を活用し、積極的な情報発信を行っています。
- ・観光客や移住・定住希望者といった市外からの交流人口や関係人口などの増加に向けて、ホームページやSNSでの発信に加え、新聞やテレビなどのメディアも活用しながら、積極的なPRを行っています。
- ・各種行政制度が複雑化し、情報量がますます増加する中、正確に分かりやすく「伝える」ことが重要であるほか、増加する外国人技能実習生にも「伝える」ための対応も必要となっています。
- ・地方創生の取組みなどにより各自治体間で情報発信の競争も激化している中で、インターネットの普及等、急速に情報化が進み、様々な媒体も登場しています。
- ・デジタル社会の進展や時代のニーズに対応しながら、積極的かつきめ細かな広報を続けていく必要があります。

(2) その対策

- I デジタル社会の進展に対応した地域情報化の推進
- ① ケーブルネットワーク施設による情報提供を推進します
 - ・告知端末を使った防災情報や行政情報の配信
 - ・市民チャンネルにおける魅力ある番組づくり
 - ・デジタル技術の進展に伴う機器等の導入を検討

② ケーブルネットワーク施設の利活用を推進します

- ・高齢者等の安否確認システムの推進
- ・高齢者等の緊急通報システムの普及
- ・自治会内等におけるグループ告知放送の普及
- ・地域の課題解決や各分野の振興を目的とした施設の利活用を検討
- ・設備の維持更新や長寿命化

II 市民視点の行政体制の構築

① 効率的な行政サービスの実現に努めます

- ・マイナンバーカードやデジタル技術等の利活用によるDXの推進

III 人材の育成・確保

① 多様化・高度化する住民ニーズに応えられる人材育成の体制を構築します

- ・デジタル社会に対応できる人材の育成・確保への取組みを含めた「豊後高田市人材育成基本方針」に基づく取組みの実施

IV 積極的できめ細かな広報の推進

① 身近で分かりやすい広報を推進します

- ・地域で活躍する人・団体や地域の行事を各種媒体で紹介
- ・子育て支援など複数の部署で推進する市の重点施策は一元的に集約して分かりやすくPR

② タイムリーな広報を推進します

- ・公式LINEを活用して新着情報やイベント情報などをプッシュで配信

③ ユニバーサルな広報を推進します

- ・外国人技能実習生やインバウンドなどに対応した多言語化
- ・障がいのある方などに配慮した音訳や点訳の作成

④ 時代の変化に対応した広報を推進します

- ・SNS媒体の特性を活かした積極的・効果的な広報

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

4 地域における 情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための施 設			
	有線テレビジョン 放送施設	ケーブルテレビ維持継続事業	市	
		ケーブルテレビ施設整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
		W e b ページ等改修事業	市	
		市公式LINE等改修事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

(1) 現況と問題点

- ・市民の生活が安全・安心・快適であるためには、普段利用している道路・橋梁などの社会インフラが適切に管理され、生活に便益を与えるものになっている必要があるとともに、子ども・高齢者・障がい者などにとって利用しやすいものであるということも重要です。
- ・今後の人口減少・高齢化社会の進展と本市の財政状況を踏まえると、安全・安心・快適を追求しながらも、効率化を進めなければ、長期的には社会インフラの維持管理・整備が困難になる可能性があります。
- ・これまでも、安全・安心な生活道路の整備や、コスト縮減に向けた予防保全型による橋梁等の維持管理を進めるとともに、関係自治体と連携しながら、「おおいたの道構想」による広域道路ネットワークの整備促進に努めてきました。
- ・今後とも、社会インフラの現状と地域ニーズの適切な把握のもと、財政の持続性にも配慮しながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修を進めていく必要があります。
- ・各校区では、自治会や集落など様々な形で自治組織を形成し、地域の清掃や見守り、行政情報の伝達などお互いが支え合いながら暮らしていますが、人口減少や高齢化といった問題が、自治機能の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

(2) その対策

I 社会インフラの整備・充実

- ① 産業や生活、地域間交流を支える道づくりを推進します
 - ・市道の改良や整備の実施
 - ・広域アクセス道路の検討や要望活動の推進
- ② 社会インフラの長寿命化対策を実施します
 - ・橋りょう、トンネル、道路舗装などの損傷状況の調査及び補修等の実施
 - ・被害抑制とコスト縮小に向けた予防保全型の維持管理の実施
 - ・長寿命化計画に基づく計画的な施設の補修や整備
- ③ 施設バリアフリー化を推進します
 - ・車道と歩道の段差解消の促進
 - ・ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備や普及啓発の促進

II 自治会・集落の機能維持と共に支えあう地域づくり

- ① 暮らしを支える公共交通を確保します
 - ・市民乗合タクシーの運行や「70パス」の充実

- ・交通弱者等に対する移動手段の確保
- ・「まちなか乗合タクシー」の運行

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路			
		来縄上南山付線道路改良事業	市	
		山祇神社線道路改良事業	市	
		草地米山線道路改良事業	市	
		水崎下第1号線道路改良事業	市	
		犬田今村線道路改良事業	市	
		水崎宇佐線道路改良事業	市	
		相原本谷線道路改良事業	市	
		古城区内線道路改良事業	市	
		草地畑線道路改良事業	市	
		呉崎中伏線道路改良事業	市	
		新地来縄線道路改良事業	市	
		森野部線道路改良事業	市	
		入津原中之島線道路改良事業	市	
森高宇田線道路舗装事業	市			

		草地入津長添線道路舗装事業	市	
		グリーンロード香々地高田線道路舗装事業	市	
		玉津田福雷線道路舗装事業	市	
		蒨線道路舗装事業	市	
		田福入津線道路舗装事業	市	
		真中山香線道路舗装事業	市	
		庄屋長峰線道路改良舗装事業	市	
		真玉団地線道路新設事業	市	
		宇佐払田線道路舗装事業	市	
		塔之御堂線道路舗装事業	市	
		呉崎猫石線道路舗装事業	市	
		鳥越線道路舗装事業	市	
		下野部雷線道路舗装事業	市	
		新波止赤迫線道路舗装事業	市	
	橋りょう	磯町区内線外道路改良事業	市	
		橋梁長寿命化事業	市	
	その他	トンネル長寿命化事業	市	

	(6) 自動車等	交通安全施設整備事業	市	
	自動車	市民乗合タクシー車両整備事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
		地域交通対策事業	市	
	(10) その他	基幹バス路線維持対策事業	市	
県道改良工事負担金		県		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

各幹線市道の整備については、財政状況を勘案しながら、道路整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本とし、安全対策を求められる生活道路・通学路の整備については、住民生活の安全性、利便性等を考慮しながら、整備・検討を行います。道路施設等の予防保全としては、舗装、橋梁、トンネル等の長寿命化計画に基づき、定期的な点検等を実施することによって劣化状況等を把握し、対策の優先順位を決定し、緊急性の高い箇所等の老朽化対策を行います。また、事故防止と道路交通の安全性を確保するため、道路パトロールや定期的な点検を実施することで、危険な箇所や通行に支障を及ぼすおそれのある箇所に対し、緊急性や安全性等を勘案しながら、計画的に交通安全施設の整備や維持補修等を行います。

農道については、機能保全計画に基づき、老朽化の程度や緊急性などを考慮して改修を行います。

林道については、住民生活の安全性、快適性、利便性等を考慮しながら整備を進めます。

(1) 現況と問題点

(ア) 上水道

- ・市民の生活が安全・安心・快適であるためには、普段利用している上水道などの社会インフラが適切に管理され、生活に便益を与えるものになっている必要があるとともに、子ども・高齢者・障がい者などにとって利用しやすいものであるということも重要です。
- ・今後の人口減少・高齢化社会の進展と本市の財政状況を踏まえると、安全・安心・快適を追求しながらも、効率化を進めなければ、長期的には社会インフラの維持管理・整備が困難になる可能性があります。
- ・令和2年度には、新たに「豊後高田市水道事業ビジョン」を策定し、中長期的な経営基盤の強化と市民に安全な水を安定供給し続けられる水道の供給基盤を確立するため、第9次拡張において、「大村団地」「徳久保団地」、第10次拡張において、「田染地区」「松津地区」「見目地区」の各簡易水道事業を上水道に編入するなど、運営の効率化に取り組みました。
- ・今後とも、社会インフラの現状と地域ニーズの適切な把握のもと、財政の持続性にも配慮しながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修を進めていく必要があります。

(イ) 下水道等

- ・下水道は、河川環境の浄化や快適な生活環境を実現するために重要な役割を果たす社会基盤であり、本市の公共下水道については、令和2年度に地方公営企業法の適用を受け、健全な事業経営の確立に努めるなど、令和6年度末において、面整備率80.1%、水洗化率82.5%となっており、面整備については、ほぼ事業が完了している状況です。
- ・今後とも、社会インフラの現状と地域ニーズの適切な把握のもと、財政の持続性にも配慮しながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修を進めていく必要があります。
- ・下水道未普及地域では、合併浄化槽の普及促進を図る必要があります。

(ウ) 廃棄物処理

- ・本市で生活するすべての人々が住みよいまちの実現のためには、わたしたちの生活の基盤となる生活環境が良好であることが必要です。
- ・公衆衛生施設の適正な運用・管理を行いながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修を進めていき、周辺環境との共生を図っていく必要があります。
- ・各校区では、自治会や集落など様々な形で自治組織を形成し、地域の清掃や見守り、行政情報の伝達などお互いが支え合いながら暮らしていますが、人口減少や高齢化といった問題が、自治機能の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

- ・ごみの総量は、横ばいの状況が続いているものの、一人当たりのごみ量は年々増加している現状です。

- ・ごみの焼却により、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの発生や、プラスチック類の海洋ごみ、特にマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されており、資源循環型社会の構築が必要です。

(エ) 火葬場

- ・火葬場は平成 23 年 10 月の供用開始から 10 年以上が経過しており、施設や火葬炉設備等に経年的な劣化等が見られることから、施設の長寿命化及び安定した火葬業務の提供のため、計画的な施設及び設備等の改修、機器の更新に取り組む必要があります。

(オ) 防災・消防

- ・地球温暖化などの気候変動による局地的大雨の増加や台風の大型化、また今後30年以内に高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震や、地震に伴う津波など、市民生活を脅かす災害への危機感が高まっています。

- ・火災をはじめとする人為災害についても、空き家等の増加などを背景にその増加が懸念されています。

- ・人命や市民生活を脅かす災害については、その被害を最小限にとどめるため、平常時からの市民の防災意識の向上や、災害発生後の迅速な情報伝達、生命に関わる救助体制の構築が必要不可欠です。

- ・市民と行政、関係機関の協力のもと総合的かつ計画的に防災・消防・救急体制を整備していくことが求められています。

(カ) 防犯

- ・高齢者を狙った「振り込め詐欺」をはじめ、特殊詐欺などの犯罪が増加しています。

- ・高齢者だけでなく子どもから大人まで防犯・消費者保護・交通安全などへの意識を向上させ、地域全体で安全・安心な生活環境を作るための体制づくりが求められています。

(キ) 公営住宅

- ・本市は、令和 7 年 4 月現在、18団地348戸の公営住宅を管理しており、公営住宅法に定められている耐用年限の1/2を経過した戸数が全体の 9 割を占めています。

- ・市営住宅は老朽化が進んでいる施設が多く、施設の建て替えなどの検討を進めるとともに、若者や子育て世代のニーズに合った分譲宅地や住宅の整備を進めています。

- ・移住・定住をより促進させる住宅施策の展開が必要です。

(2) その対策

(ア) 上水道

I 社会インフラの整備・充実

- ① 社会インフラの長寿命化対策を実施します
 - ・長寿命化計画に基づく計画的な施設の補修や整備
- ② 上水道の供給基盤の安定化を図ります
 - ・老朽した配水管等の布設替えに係る年次計画の策定及び更新
 - ・安定的な水の供給に向けた「新たな水源の整備」、「拡張を目的とした施設・管路等の構築」、「監視制御機器等の更新・システムの構築」
- ③ 施設バリアフリー化を推進します
 - ・ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備や普及啓発の促進
- ④ 水道未普及地域における水問題の解消を図ります
 - ・「小規模給水施設等整備事業」による生活用水の水量不足や水質不良、現有施設の老朽化等の対策を実施

(イ) 下水道等

I 社会インフラの整備・充実

- ① 社会インフラの長寿命化対策を実施します
 - ・長寿命化計画に基づく計画的な施設や管渠等の補修や整備
- ② 下水道等の計画的な維持管理等を図ります
 - ・下水道整備区域内における水洗化の普及促進
 - ・ストックマネジメント計画に基づく耐震化等の設備整備
 - ・農業集落排水施設（臼野浄化センター）と真玉浄化センターとの統合
 - ・下水道整備区域外における合併浄化槽の普及促進
- ③ 施設バリアフリー化を推進します
 - ・ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備や普及啓発の促進

II 防災力・消防力の向上

- ① 地震・津波・洪水対策を推進します
 - ・内水浸水想定区域図の作成
 - ・排水ポンプの適切な運用

(ウ) 廃棄物処理

I 市民視点の行政体制の構築

- ① 大分県や各自治体等との広域連携と交流を推進します
 - ・廃棄物処理における関係自治体との連携推進

II 生活環境の保全

① 公衆衛生施設等の適正な運用・管理等を行います

- ・個別施設計画に基づく計画的な施設や設備等の補修や更新・整備
- ・ごみ清掃工場の用途廃止後の跡地の利活用推進

III 循環型のまちづくりの構築

① ごみの減量・発生の抑制を図ります

- ・ごみとなるものを減量する（リデュース）の推進
- ・生ごみ処理機の配布や水切り等の普及啓発
- ・食品ロスの削減に向けた30・10（さんまる・いちまる）運動等の推進

② 再資源化を推進します

- ・使用可能な物の再利用（リユース）の推進
- ・資源ごみの分別収集の推進
- ・再資源化（リサイクル）の推進と啓発の実施
- ・廃食油やインクカートリッジ、小型家電等の拠点回収を実施
- ・資源回収団体の支援

IV 自治会・集落の機能維持と共に支えあう地域づくり

① 住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備等を推進します

- ・高齢者等のごみ出しや買い物等の生活支援

V 地球温暖化対策の推進

① 省エネ化の推進や地球温暖化対策に関する啓発等に取り組みます

- ・公共施設における省エネ化や防犯灯のLED化の推進
- ・家庭の節電・節水などの省エネルギー、地球温暖化に関する講座の開催
- ・打ち水大作戦などのイベント実施

② 公共施設におけるエコエネルギーの導入を推進します

- ・再生可能エネルギー設備や環境に配慮した自動車の導入を推進
- ・観光施設等におけるEV充電設備の整備

(エ) 火葬場

- ・個別施設計画に基づく計画的な施設及び設備等の改修、機器等の更新

(オ) 防災・消防

I 防災力・消防力の向上

① 防災体制の強化を推進します

- ・地域防災計画をはじめ各種計画の策定・見直し

- ・ドローンなどの先端技術を活用した防災対策の高度化
 - ・迅速・確実な情報伝達のための通信環境の確保
 - ・防災資機材及び備蓄物資の確保・充実・分散備蓄
 - ・避難所の確保・環境改善・運営体制の強化
 - ・早期避難や自助・共助の防災意識の普及啓発
 - ・地域住民と連携した防災マップ・マニュアルの作成
 - ・防災訓練等による地域防災力の向上
 - ・地域防災活動のリーダーとなる防災士の育成
 - ・防災士協議会の活動促進
 - ・個別避難計画の作成支援による要配慮者の対応強化
 - ・防災重点ため池を対象とした災害未然防止協定書の締結
 - ・被害を最小限に抑え、早期復旧を図る危機管理体制の強化
- ② 地震・津波・洪水対策を推進します
- ・建物の耐震診断、耐震改修等の推進
 - ・安全な避難や応急活動等のための交通網の整備
 - ・内水浸水想定区域図の作成
 - ・排水ポンプの適切な運用
 - ・生活再建に向けたきめ細かな被災者支援の強化
 - ・迅速な安否確認や道路啓開による孤立集落対策の強化
 - ・他の自治体などからの応援をスムーズに受け入れるための受援体制の強化
- ③ 空き家等の適正管理を推進します
- ・空き家の適正管理のための情報提供・支援
 - ・空き家バンク制度等の情報提供や助言等の促進
 - ・老朽危険空家等の解消のための情報提供・支援
- ④ 消防体制の充実を図ります
- ・消防施設及び設備の更新・整備
 - ・県域における消防通信指令の共同運用
 - ・消防資機材の更新・整備
 - ・消防用緊急車両の更新・整備
 - ・住宅用火災警報器の設置と維持管理（取替）の推進
 - ・感震ブレーカーの普及推進
 - ・防火意識の普及啓発や消防団の活動支援
 - ・関係業者などに対する指導體制の充実
 - ・地域のイベントや訓練等における防火・防災・減災知識の啓発
 - ・消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車の計画的な更新
 - ・消防団員の加入推進と女性消防団の活動力強化
 - ・防火水槽の更新・整備

- ・消防用水利の調査
- ⑤ 救急体制の充実を図ります
 - ・高規格救急車の導入
 - ・高次救急医療体制の整備（ドクターヘリの運用）
 - ・救急救命士の人材育成
 - ・AEDの設置・普及
 - ・救命処置体制の強化
 - ・救命救急センターとの連携及び円滑な病院搬送の実施
 - ・救急救命士に係る救命処置技術の向上
 - ・気管挿管認定救命士の育成
 - ・バイスタンダー養成による救命率の向上
 - ・AED設置調査の実施と結果公表
 - ・集団救急災害時における大分DMATやドクターヘリ、防災ヘリとの連絡体制等の確保

（カ）防犯

- I 安全・安心な生活環境の確保
 - ① 防犯体制を構築します
 - ・街頭防犯啓発活動の実施
 - ・盗難・犯罪防止活動の実施
 - ・特殊詐欺等防止機能付き電話機の設置促進
 - ・LED防犯灯の設置促進
 - ② 消費者保護を推進します
 - ・消費生活センターによる相談窓口体制の充実
 - ・消費者被害防止に向けた啓発の実施

（キ）公営住宅

- I 安全・安心な生活環境の確保
 - ① 市営住宅、定住促進住宅団地の整備等を促進します
 - ・地域住宅計画に基づく市営住宅等の改善整備
 - ・新婚や子育て世帯のニーズに合った市営住宅の整備

（3）事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6	(1)水道施設			

生活環境の 整備	上水道	上水道管路ストックマネジメント対策事業	市	
		上水道給水拡張事業	市	
	その他	小規模給水施設等整備事業	市	
		(2) 下水処理施設		
	公共下水道	公共下水道整備事業	市	
		終末処理場改築事業	市	
		特定環境保全公共下水道整備事業	市	
		特環真玉・香々地浄化センター改築事業	市	
	その他	特定環境保全公共下水道整備事業(広域化・共同化分)	市	
		浄化槽設置整備事業補助金	市	
		(3) 廃棄物処理施設		
	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備費負担金	宇佐・高田・国東広域事務組合	
		ごみ清掃工場解体事業	市	
	し尿処理施設	し尿処理施設長寿命化事業	市	
		し尿処理車両整備事業	市	
	その他	ごみの戸別収集事業	市	
	(4) 火葬場			

(5) 消防施設	火葬場長寿命化事業	市	
	小型動力ポンプ付積載車更新事業	市	
	消防資機材更新・整備等事業	市	
	査察車両更新事業	市	
	消防指令設備更新事業(個別整備分)	市	
	消防指令設備更新事業(共同整備分)	県内全市町 村	
	耐震式貯水槽設置事業	市	
	高規格救急車両更新事業	市	
	消防設備整備事業(消火栓)	市	
	消防本部施設改修事業	市	
	消防施設整備事業	市	
	(6) 公営住宅		
	市営住宅長寿命化事業	市	
市営住宅補修事業	市		
(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
防犯灯LED化による安全・安心な住環境づくり 奨励事業	自治会		

		地域防災力活性化向上対策事業	市	
		地震・津波等被害防止対策事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

水道事業は電気設備、管路をはじめ多数の償却施設を有することから、これらの更新には多額の投資に対する財源の確保が必要です。令和2年度策定の「豊後高田市水道事業ビジョン」及び「豊後高田市水道事業経営戦略」に基づき、新規の水源確保や水源拡張を目的とした施設の更新及びシステム構築工事、経年劣化した構造物、設備及び管路の更新を行います。

下水道施設については、市全体の水環境を維持・向上していくため、今後の人口推移や各施設の耐用年数等を踏まえた上で、平成27年度策定の汚水処理施設整備構想や、平成28年度策定（令和6年度改定）の「豊後高田市下水道事業経営戦略」、平成31年度策定（令和6年度改定）の「豊後高田市終末処理場他構築基本計画（ストックマネジメント計画）」に基づき、引き続き長寿命化対策、耐震・耐津波対策の事業を実施するとともに、今後策定される各処理区のストックマネジメント計画に基づき、適正な維持管理、更新・統廃合・処理方法の見直し等を実施します。

し尿処理施設は、今後も定期的な点検により適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画に基づき長寿命化事業等を実施します。

火葬場は、定期的な点検と適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画に基づき長寿命化事業等を実施します。

市営住宅については、令和2年度に策定した市営住宅長寿命化計画により、計画的・効率的な修繕や改修等を行っていきます。また、耐用年数を経過し耐震性に問題がある住棟については、建替えや統合による再編や集約化、除却等を進めていきます。耐震性に問題がないその他施設についても、安全に生活できるよう必要に応じて修繕等を行い、適切な維持管理に努めます。

(1) 現況と問題点

(ア) 子育て

- ・全国的な少子化の歯止めをかけるためには、社会全体で子どもを安心して育てていく総合的な施策の実施が求められています。
- ・本市では、人口増対策として「子育て支援」を最重要施策の一つとして位置づけており、全国トップレベルの子育て支援として子育て応援誕生祝い金最大 200 万円、小中高の入学祝い金各 5 万円、0 歳から高校生までの保育料・授業料・給食費・医療費の完全無料化などに取り組んできました。
- ・地域における子育てしやすい環境づくりとして、妊娠期から全ての妊産婦との関わりと子どもが成長するまでの切れ目のない支援、花っこルーム内に気軽に身近な相談支援機関を設置、育児で疲れた時などの預かり体制の充実、子育てと仕事が両立できる環境づくりなど、きめ細かな子育て支援に取り組んできました。
- ・全国に先駆けて取り組んできた手厚い「子育て支援」は、移住・定住のインセンティブになっているという成果がある一方で、本市の少子化を抜本的に食い止めるまでには至っていないのが現状です。
- ・本市の未来を担う子どもを育てていくためには、引き続き、子育て世帯の負担軽減を図りながら、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めていくことが必要です。
- ・社会問題化している児童虐待や子どもの貧困といった複雑化する課題に対応するため、保護者が相談しやすい体制づくりなど、きめ細やかな支援を推進していくことが必要です。
- ・子育て支援と同時に求められているのが、結婚・妊娠・出産・育児という流れを切れ目なく支援していくことです。
- ・ライフスタイルが多様化し、結婚や夫婦に対する意識が変わる中、全国的に男女ともに初婚年齢は上昇傾向にあり、第 1 子の出産年齢も上がっています。
- ・少子化を食い止めるためには、夫婦が平均約 2 人の子どもを持つことが望ましいとされているなかで、結婚に対する意識啓発とパートナーとの出会いのきっかけをつくるとともに安心して妊娠・出産を迎える環境づくりを進めていくことが長期的には子どもの増加につながるようになります。
- ・健やかな妊娠・出産を支えるため、妊娠期の健康診査費用や不妊・不育治療費に対する助成のほか、乳児全戸訪問や乳幼児健康診査の実施により母子の健康に対するフォロー体制づくりにも取り組んできました。
- ・出生数の減少が続く中、引き続き、妊娠から出産・育児に関するサポートや総合相談体制づくりを進める必要があります。

(イ) 高齢者

- ・健康寿命の指標である「日常生活が自立している期間」は、大分県健康指標計算システム（5年間の平均値として算出）によると、令和元年から令和5年までの本市の健康寿命は男性79.90歳、女性85.25歳となっており、5年前と比較して、男性が+1歳、女性が+1.69歳延伸し、県内順位は男性10位、女性3位となっています。
- ・今後さらに進む高齢化社会では、健康に過ごせる期間である健康寿命が重要となり、平均寿命を伸ばすことと同時に、健康寿命との差をできるだけ縮めていくことが大切です。
- ・いつまでも健康で長生きしましょう！を合言葉に、市・事業者・市民・地域が一体となって、みんなで健康なまちづくりを推進する必要があります。
- ・施策の推進に当たっては、健康な状態、心身が少し衰えた状態、要介護状態と区分し、それぞれの時期にどのような取組みを行うべきか体系化し、推進することとします。
- ・転入者が転出者を上回る社会増を達成しているものの、全国の過疎地と同様に自然減による人口減少が続いています。各校区の高齢化率も全校区で上昇しています。
- ・生活様式や価値観の多様化は、近年の情報化社会の進展によって一層強まっており、これまで地域を支えてきた一人ひとりの意識や行動も変化し、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が懸念されています。
- ・年々、各相談窓口に寄せられる相談内容は複雑化・複合化してきており、複数分野に絡む課題を抱える相談者や家庭に対し、相談・支援を包括的に提供することが必要になっています。
- ・すべての福祉サービスが、利用者の人としての尊厳を保つ手助けとなり、自立した生活が続けられるように、適切なサービスを提供する体制づくりが必要となっています。
- ・より進んでいく高齢化社会では、高齢者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域でいきいきと活躍する環境をつくることは、地域活性化のために不可欠といえます。

(ウ) 障がい者

- ・多様な世代の中には、障がい者、外国から来た人、生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人がいます。地域で自分らしく生活するために必要なコミュニケーションも、障がいなどにより意思疎通や情報の取得が困難な状況もあり、多様なコミュニケーション手段等について社会全体の理解促進を推進する必要があります。これらすべての市民がいきいきと活躍できる基盤をつくるのが、非常に重要です。
- ・障がい者や生活困窮者などの自立支援を進めることで、多様な人材が活躍できる社会をつくりだすことも必要です。
- ・市民がお互いに助け合いながら暮らしていくために、自治会・集落の機能維持と活性化を実現していくとともに、市民や企業も主体的に参加しながら地域づくりを進めていくことが必要です。
- ・年々、各相談窓口に寄せられる相談内容は複雑化・複合化してきており、複数分野に絡む課題を抱える相談者や家庭に対し、相談・支援を包括的に提供することが必要になって

います。

(エ) 公園

- ・市民の生活が安全・安心・快適であるためには、普段利用している公園などの社会インフラが適切に管理され、生活に便益を与えるものになっている必要があるとともに、子ども・高齢者・障がい者などにとって利用しやすいものであるということも重要です。
- ・公園や遊具、健康増進器具・施設等の適切な維持管理・整備など、今後も必要に応じ整備・充実を図るとともに、その利用促進に努めることが必要となります

(2) その対策

(ア) 子育て

I 子どもを社会全体で育む環境の整備

① 子育て世帯の経済的負担を軽減します

- ・ 0歳から高校生までの保育料・授業料・給食費・医療費の完全無料化
 - 保育料、幼稚園授業料の無料化
 - 保育園・幼稚園・小中学校の給食費の無料化
 - 高田高校授業料の完全無料化
 - 高田高校の希望する生徒に無料の昼食を提供
 - 0歳から高校生までの医療費の無料化
 - 幼児～小・中学生の無料市営塾の運営
 - 高田高校生徒を対象とした無料の公設民営塾の運営
 - ・ 子育て応援誕生祝い金 最大 200 万円を支給
 - ・ 子育て応援入学祝い金 小中高入学時 各 5 万円を支給
 - ・ 妊娠・出産の支援
 - 妊婦健診 14 回分の無料化
 - 妊産婦医療費の無料化
 - 産婦健診 2 回分の無料化
 - ・ 放課後児童クラブ・放課後等デイサービスにおける保護者負担金の無料化
 - ・ 時代の変化に応じた子育て環境のさらなる充実
- ##### ② 地域における子育て支援の充実を図ります
- ・ 市内の全民間保育所や NPO 法人アンジュ・ママンとの連携強化や活動支援
 - ・ 市内 3 か所の花っこルームの常設運営・適切な維持管理
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業の取組み推進
 - ・ 子育て情報を一元的に発信する子育て支援サイトの充実
 - ・ 妊産婦及び乳幼児、子どもと子育て家庭の支援機関「こども家庭センター」の運営

- ・保健師や家庭児童相談員・母子・父子自立支援員による相談体制の強化
 - ・子育て mama 相談窓口や花っこルーム内における相談体制の充実・強化
 - ・保育士、子育て支援員などの処遇改善による人材の確保とサービスの向上の推進
- ③ 子育て・仕事が両立できる環境づくりを行います
- ・各種保育事業の拡充や保育施設の新設・改修支援等の実施
 - ・児童福祉施設等の適切な維持管理及び計画的な改修・長寿命化の実施（省エネ化の改修含む。）
 - ・一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児・病後児保育などを実施
 - ・保育の質の向上や誰でも通園制度の導入など、子どもを預かる体制の強化
 - ・地域全体での子どもの見守り体制や児童育成環境の整備
 - ・企業との連携によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進
- ④ 子育ての悩み・不安の解消など相談支援体制の充実を図ります
- ・こども家庭センターによる育児の悩みや不安の解消に向けた総合的な相談・支援体制づくり
 - ・花っこルームと連携した親子の相互交流の促進
 - ・児童相談所をはじめ児童関連機関と連携した支援体制の強化
 - ・養育支援の必要な家庭への訪問支援の推進
 - ・学校と連携したヤングケアラーの把握
 - ・ひとり親家庭の孤立を防ぎ、子育て、就労、生活困窮などの相談支援体制の強化
- ⑤ 障がい児等の支援を充実します
- ・保健、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した相談対応
 - ・家族を含めた支援会議の実施
 - ・個々に応じた支援やサービス提供施設の確保
 - ・地域における支援体制の構築
 - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実

II 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ないサポートの推進

- ① 妊産婦の健康の保持・増進と妊娠と出産を支える環境づくりを行います
- ・こども家庭センターの設置による相談・支援体制の充実
 - ・妊娠中や産後の健康管理に関する保健指導の実施
 - ・様々な支援サービス等に関する情報提供
 - ・子育て支援サイト等によるタイムリーな情報提供の充実
 - ・産婦健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施
 - ・産後ケア事業や様々な支援サービスの提供
 - ・不妊・不育治療費の助成、充実
 - ・低所得者向けの初回産科受診料の助成
- ② 子どもの健康の保持・増進と安心して子育てできる環境づくりを行います

- ・子どもの健康の保持・増進に関する包括的な支援
- ・子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援
- ・乳児家庭全戸訪問事業の実施
- ・個別や集団での乳幼児健康診査や乳幼児精密検診の実施
- ・子どもの健やかな発育や発達の支援
- ・定期及び任意の予防接種事業
- ・小児救急ハンドブックの配布
- ・地域における小児医療の確保
- ・広域連携による医療体制の整備や救急医療体制の充実
- ・保健指導（ペリネイタル・ビジット）事業の推進

（イ）高齢者

I 健康な状態での取組み

- ① 食事面による健康づくりを推進します
 - ・天然だし「豊後高だし」を活用した食の健康づくり教室の開催
 - ・市報・ケーブルテレビ等を活用した減塩の啓発
 - ・「減塩・野菜たっぷり」のヘルシーレシピによる食の健康づくりの推進
 - ・食の健康応援店の普及啓発
 - ・食生活改善推進協議会による市民の主体的な活動を支援
- ② 運動の習慣化による健康づくりを推進します
 - ・ラジオ体操やウォーキングによる健康づくりの推進
 - ・ぶんごたかだ健康ウォーク、ウォーキング推進事業の実施
 - ・地域での健康づくりに対して自主的かつ継続的に取り組む団体への活動支援
 - ・地域に出向いた健康づくり教室や介護予防教室の実施
 - ・理学・作業療法士が地域サロン等に訪問し、運動に取り組むサポートの推進
- ③ 疾病の予防・早期発見及び重症化予防の支援による健康づくりを推進します
 - ・乳幼児の健診や各種予防接種等の実施
 - ・生活習慣病予防のための特定健診、U40 健診（若人健診）等の実施
 - ・がんの早期発見のため、各種がん検診等の実施
 - ・歯周病検診等の実施及び歯科保健対策の充実
 - ・健康カレンダーの全戸配布、市報・ホームページ等による啓発
 - ・対象者への個別通知、特定健診未受診者への訪問
 - ・健診結果に基づいた保健指導の実施
 - ・循環器疾患等重症化予防対策の充実
 - ・商工会議所・商工会に加盟する事業所に対して健康情報の提供を行う
 - ・地域サロンにおける、フレイル予防や認知症予防のための取組み支援
- ④ その他啓発等の取組みにより健康づくりを推進します

- ・健康アプリ「あるとつく」の普及啓発
- ・ケーブルテレビ市民チャンネルによる健康番組の放送
- ・民間事業者と連携したインセンティブ情報の啓発
- ・民間事業者と連携したセミナーの開催
- ・商工会議所・商工会に加盟する事業所に対する啓発

II 心身が少し衰えた状態での取組み

- ① 運動により健康な状態への回復を推進します
 - ・介護予防通所教室（元気アップ教室）の実施
 - ・元気アップ教室終了後の継続支援型通所教室による継続的な支援
- ② 予防を呼びかけ適切な支援を行います
 - ・介護予防対象者の状況把握と介護予防教室等への参加啓発
 - ・多職種の特任家の連携による地域ケア会議の開催

III 要介護状態での取組み

- ① 適切な支援による重症化予防を推進します
 - ・居宅介護サービス（訪問サービス・通所サービス等）の提供
 - ・施設介護サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）の提供
 - ・地域密着型サービス（認知症対応型グループホーム・認知症対応型通所介護等）の提供
 - ・医師が参加する地域ケア会議の開催

IV 自治会・集落の機能維持と共に支えあう地域づくり

- ① 地域コミュニティ形成を推進し自治会組織の活動支援を行います
 - ・近隣集落同士の支え合いによるネットワークコミュニティ構築の推進
- ② 住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備等を推進します
 - ・高齢者等のごみ出しや買い物等の生活支援
 - ・見守り・声かけ活動等の取組みといった環境整備や賑わいづくりの支援
- ③ 地域における活動の場づくりを支援します
 - ・人々の交流の場となる新たな拠点づくりの支援
- ④ 相談・支援体制のネットワーク化を推進します
 - ・地域の身近な相談窓口となる民生・児童委員への活動支援
 - ・各分野における相談支援機関間の横断的なネットワークの検討・整備
 - ・重層的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制の検討・整備

V 多様な人材が活躍できる基盤づくり

- ① 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築を促進します
 - ・地域サロンの充実や老人クラブ活動の活性化促進

- ・各種敬老事業の推進
- ・玉津プラチナ通りを中心とした高齢者が楽しめるまちづくりの推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・生活支援ニーズ等に対応した各種支援体制の構築
- ・自立支援に向けた地域ケア会議の開催
- ・安否確認見守りネットワークなどによる安心して暮らせる基盤づくりの推進
- ・認知症予防と認知症重症化防止のための効果的な支援事業の促進
- ・認知症について正しく理解するための普及啓発
- ・認知症サポーターなど見守り体制の構築

VI 防災力・消防力の向上

① 防災体制の強化を推進します

- ・個別避難計画の作成支援による要配慮者の対応強化

VII デジタル社会の進展に対応した地域情報化の推進

① ケーブルネットワーク施設の利活用を推進します

- ・高齢者等の安否確認システムの推進・整備等
- ・高齢者等の緊急通報システムの普及・整備等

(ウ) 障がい者

I 多様な人材が活躍できる基盤づくり

① 障がい者の活躍と自立に向けた支援を充実します

- ・障がい者及び介護者の相談支援体制の充実・強化
- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に係る啓発
- ・障がい者施設等からの物品や役務の調達の促進
- ・手話及び点訳、音訳奉仕員の養成
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援
- ・福祉施設から一般就労への就労移行、就労定着支援
- ・手話・点字等の多様なコミュニケーション手段の普及や利用促進

② 生活困窮者支援を推進します

- ・ハローワーク等との連携による就労指導体制の強化
- ・生活困窮者自立支援制度による各種支援施策の実施
- ・生活保護の未然防止に向けた早期の支援
- ・生活保護からの早期脱却に向けた就労指導及び社会保障施策の活用

II 自治会・集落の機能維持と共に支えあう地域づくり

① 相談・支援体制のネットワーク化を推進します

- ・地域の身近な相談窓口となる民生・児童委員への活動支援
- ・各分野における相談支援機関間の横断的なネットワークの検討・整備
- ・重層的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制の検討・整備
- ・地域子育て相談機関への活動支援

(エ) 公園

I 社会インフラの整備・充実

① 社会インフラの長寿命化対策を実施します

- ・公園施設などの損傷状況の調査実施
- ・長寿命化計画に基づく計画的な施設の補修や整備
- ・遊具・健康増進施設等の適切な維持管理・整備

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育所緊急整備事業補助金	保育所	
	児童館	児童福祉施設改修事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム	高齢者福祉施設等整備事業	社会福祉法人	
	その他	老人福祉施設長寿命化事業	市	
		老人福祉施設改修事業	市	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター			
		健康交流センター花いろ長寿命化事業	市	

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業		
	放課後児童健全育成推進事業	市	
	地域子育て支援拠点事業	市	
	病児・病後児保育事業	市	
	ひとり親家庭医療費助成事業	市	
	子ども医療費助成事業	市	
	妊産婦医療費助成事業	市	
	子育て応援誕生祝い金事業	市	
	施設型給付事業(保育料無料化等)	市	
	学校給食費無償化事業	市	
	高齢者が楽しいまちづくり推進事業	市 地元	
	サロン活動推進事業	市 社会福祉 人	
	里のくらし楽々安心支援事業	社会福祉 人	
	健康づくり教室推進事業	市	
	避難行動要支援者名簿等整備事業	市	
	相談支援事業	相談支援 業所	
成年後見制度利用促進事業	市		

	(9) その他	障がい児通所支援給付事業	市	
		公園施設整備改修事業	市	
		都市公園長寿命化事業	市	
		健康増進施設整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

福祉施設については、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

健康交流センター花いろについては、必要に応じて長寿命化対策を実施するとともに、適切な維持管理に努めます。

地区集会所については、必要な修繕をしながら現状維持に努めるとともに個別施設計画の方針に基づき、施設利用状況等を勘案しながら今後の活用について検討していきます。

児童クラブについては、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

都市公園については、定期的な点検、診断を実施し、計画的な長寿命化事業等を実施します。その他の公園についても、適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

(1) 現況と問題点

- ・本市の医療機関は病院が3、診療所が13、歯科診療所が11、病床数は380床（令和6年3月末現在：令和7年版北部保健所報）で、小児科は市内2か所に開設されていますが、夜間の診療及び産科については依然として市外の医療機関に依存している状況です。
- ・出生数の減少が続く中、引き続き、妊娠から出産・育児に関するサポートや総合相談体制づくりを進める必要があります。
- ・地域医療の充実という点では、九州周防灘地域定住自立圏での広域医療体制のほか、地域全体で安全・安心な生活環境を作るための体制づくりが重要であり、市民と行政、関係機関の協力のもと総合的かつ計画的に救急体制を整備していくことが求められています。
- ・子どもの疾病の早期治療を促進するとともに、子育て世帯の負担軽減を図りながら、地域ぐるみで子育て支援の充実に努めていくことが必要です。

(2) その対策

I 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ないサポートの推進

- ① 子育ての悩み・不安の解消など相談支援体制の充実に努めます
 - ・こども家庭センターによる育児の悩みや不安の解消に向けた総合的な相談・支援体制づくり
 - ・花っこルームと連携した親子の相互交流の促進
 - ・児童相談所をはじめ児童関連機関と連携した支援体制の強化
 - ・養育支援の必要な家庭への訪問支援の推進
 - ・学校と連携したヤングケアラーの把握
 - ・ひとり親家庭の孤立を防ぎ、子育て、就労、生活困窮などの相談支援体制の強化
- ② 障がい児等の支援を充実します
 - ・保健、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した相談対応
 - ・家族を含めた支援会議の実施
 - ・個々に応じた支援やサービス提供施設の確保
 - ・地域における支援体制の構築
 - ・医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実

II 安全・安心な生活環境の確保

- ① 保健・医療サービスの充実に努めます
 - ・乳幼児健康診査の受診促進
 - ・母子保健事業の充実

- ・ 定期及び任意の予防接種の充実
- ・ 国保特定健康診査やがん検診の受診促進
- ・ 生活習慣改善に向けた多様な保健指導の実施
- ・ 医療機関等関係機関と連携した重症化予防対策の推進
- ・ 広域連携による医療体制の整備や救急医療体制の充実
- ・ 国や県の方針に基づく適切な感染症等の対応

Ⅲ 防災力・消防力の向上

① 救急体制の充実を図ります

- ・ 高規格救急車の導入
- ・ 高次救急医療体制の整備（ドクターヘリの運用）
- ・ 救急救命士の人材育成
- ・ A E Dの設置・普及
- ・ 救命処置体制の強化
- ・ 救命救急センターとの連携及び円滑な病院搬送の実施
- ・ 救急救命士に係る救命処置技術の向上
- ・ 気管挿管認定救命士の育成
- ・ 有効性の啓発やバイスタンダー養成によるA E Dの設置と普及の促進
- ・ A E D設置調査の実施と結果公表
- ・ 集団救急災害時における大分DMATやドクターヘリ、防災ヘリとの連絡体制等の確保

Ⅳ 市民視点の行政体制の構築

① 大分県や各自治体等との広域連携と交流を推進します

- ・ 高次救急医療における関係自治体との連携推進
- ・ 九州周防灘地域定住自立圏等における広域連携の推進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
		在宅当番医制度運営委託事業	市	

		第2次救急医療施設運営負担金	宇佐高田医師 会病院	
--	--	----------------	---------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

(1) 現況と問題点

(ア) 学校教育

- ・本市の学校の状況は、令和7年12月1日現在、市立小学校10校、市立中学校5校、小中一貫校1校で児童数1,018人、生徒数502人となっています。
- ・学校教育には、これからの時代における様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を開き、持続可能な未来の創り手となるために、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、学びに向かう力を育成することが求められています。
- ・デジタル技術などの技術革新は目覚ましく、IoTや人工知能などの先端技術が高度化して生活の場に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わる超スマート社会（Society5.0）が到来しています。
- ・デジタル技術を用いた経験と対話を通じて身に付けられる力は、現代社会を生きるすべての人にとって不可欠な力とされ、そのためには、デジタル技術を用いて社会に参加するために必要な他者の尊重、相互理解の精神、安全で責任ある行動倫理を身に付けることが大切であり、デジタル技術の積極的活用を通じた情報活用能力の育成などが必要となっています。
- ・急速なグローバル化の進展に伴い、子どもたちには自ら世界に挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を総合的に育成することが求められています。
- ・国際交流の深化と国際競争の激化が予想される中、多様な価値観をもつ者と意思疎通を図る上で、自己の価値観の基礎・背景にある郷土や日本への深い理解、論理的に考え伝える力、読解力、英語力の育成などが必要となっています。
- ・少子高齢化や人口減少に伴い地域社会が変容する中、社会総掛かりで子どもたちを育む地域とともにある学校づくりが求められています。
- ・いじめ・不登校対策、防災・安全対策など、複雑化・多様化・困難化する課題を解決するため、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、三者による連携・協働、心理や福祉など専門性を有する人材や関係機関と連携した「チーム学校」による組織的な学校運営が求められています。
- ・すべての幼稚園・小学校・中学校にコミュニティスクール制度を導入し、地域力を活かした学校づくりを進めていくことが必要です。
- ・地域の関係者が協働で行う教育環境を「協育」ネットワークとして、これまで実施してきた「学びの21世紀塾」などを通じた子どもの居場所づくりの推進や、学校以外の場での多様な学習活動の展開を図っていくことが今後の課題となります。

・学校教育施設や幼稚園、給食センターについては、築年数の長い物件が多く、経年的な劣化が見られることから、適正な運用・管理を行いながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修等を進めていく必要があります。

・学校現場では、夏場の熱中症対策は喫緊の課題です。学校体育館は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用されることから、学校施設の機能強化を行い、異常気象に伴う耐災害性の向上を図る必要があります。

(イ) 社会教育

・本市のスポーツ関係施設については、多目的グラウンド、体育センター、上屋付プール、テニスコート、スポーツ広場などを保有しています。

・スポーツ振興の拠点となる施設の整備や改修など、市民がスポーツを楽しめる環境を提供してきました。

・今後も必要に応じ整備・充実を図るとともに、その利用促進に努めることが必要となります。

・引き続き、子どもから大人まで誰もがスポーツを楽しめる、活力ある地域をつくりだすことが求められています。

・平成 25 年に図書館を建設し、開館後も蔵書規模 16 万冊を目標とし計画的に整備を進めています。

・運営にあたっては指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用して、利用者のニーズに応じた図書館サービスを実施しており、レファレンスサービスも充実しています。

・生涯学習の場として、「学びの 21 世紀塾」市民講座をはじめ図書館ボランティアと連携した各種行事などを開催し、市民の学びと交流の場として幅広く利用されています。

・子ども読書推進計画に基づき、読書に親しむ環境づくりを推進し、図書館を拠点とした子どもの読書習慣の定着や豊かな心の育成のための啓発活動を行います。

・公民館活動は、時代の変化に応じて、その活動が「地域づくり」に貢献できるよう見直しを図りながら進めていく必要があります。

・すべての地域住民が共に認め合い、温かい関係性の中で自らを高めながら暮らすことのできる共生社会をつくることが求められています。

・学びの機会が必要なのは子どもだけではなくありません。むしろ高齢者こそ、人生経験を基に、郷土の歴史・文化、複雑化し深刻化する地域課題への対応策、急速に発達するデジタル技術などあらゆる分野について学ぶことで、人生をさらに豊かにし、地域に活力を与えていく役割があります。

・これまで、図書館、中央公民館、地区公民館などの社会教育関係施設を中心に生涯学習の機会を提供してきました。近年は生涯学習についての関心が高まると同時に、学習のニーズもまた多様化してきています。

・今後さらに高齢化社会が進行する中で、子どもから高齢者までが積極的に学び、いきいきと暮らせる社会を作るためにも、生涯学習の充実の必要性が高まっています。

- ・集会施設、体育施設等については、築年数の長い物件が多く、経年的な劣化が見られることから、適正な運用・管理を行いながら、計画的かつ適切な時期において、整備・改修等を進めていく必要があります。
- ・地域住民の活動拠点となる自治会集会所の改修等を支援していく必要があります。

(2) その対策

(ア) 学校教育

I 子どもの力と意欲の向上に向けた組織的取組みの推進

① 確かな学力を育成します

- ・豊後高田市学力定着状況調査の実施
- ・各校における学力向上プランの作成・実行
- ・学力向上プロジェクト会議の開催
- ・協調学習の推進
- ・仮説検証型授業研究の推進
- ・P D C Aサイクルを取り入れた不断の授業改善
- ・デジタル技術を活用した個別最適な学びの充実
- ・学びの21世紀塾の取組みについて、土曜日寺子屋講座・放課後児童クラブ学習支援の実施

- ・高田高校生のための学びの21世紀塾の実施

② 豊かな心を育成します

- ・道徳教育の充実や社会奉仕に関わる体験活動の実施
- ・自然・文化・芸術に関わる体験活動の実施
- ・勤労に関わる体験活動の実施
- ・人権課題の解決に向かう実践力を育成する人権教育・部落差別解消教育の実施
- ・読書活動の実施
- ・学校図書館を活用した授業の実施
- ・学びの21世紀塾のわくわく体験活動などの実施

③ 健康・体力づくりを推進します

- ・各校の体力アップタイム（1校1実践）の実施
- ・小学校における体育専科教員の巡回指導の実施
- ・中学校体力向上推進校の公開授業の実施
- ・小中合同体育主任会の開催
- ・地元食材を使用した食の提供
- ・栄養教諭等と連携した「食育」授業の実施
- ・学校給食センターの適切な維持管理及び長寿命化の実施

- ・歯磨き指導、フッ化物洗口の実施
- ・家庭と連携した基本的な生活習慣の確立の取組みの実施
- ・学びの21世紀塾「のびのび放課後活動」の実施
- ・中学校における部活動・地域クラブの充実
- ④ いじめ防止等対策・不登校支援の推進を図ります
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の強化
 - ・生徒指導・教育相談に係る学校訪問の実施
 - ・人間関係づくりプログラムの実施
 - ・教育支援センター「ビリーブ」会議の実施
 - ・「いじめ防止等対策」のための各種会議の実施
- ⑤ 保幼小中高校種間連携を推進します
 - ・架け橋プログラムに基づく架け橋期のカリキュラムの作成
 - ・保・幼・小連携協議会や合同研修会の開催
 - ・保育園、幼稚園、小学校の公開保育・授業の実施
 - ・小学校・中学校における連携会議や架け橋授業（交流授業）の実施
 - ・中学校・高校の連絡会や合同研究会などの実施
- ⑥ 特別支援教育を推進します
 - ・関係機関と連携した早期からの就学相談の実施
 - ・特別支援教育支援員の配置
 - ・特別支援教育アドバイザーの派遣
 - ・特別支援教育コーディネーターを核とした各校の支援体制の充実
 - ・個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく指導支援の実施
 - ・特別支援教育研修会の実施
 - ・学びの21世紀塾の特別支援教育講座「まなびのひろば」の活動の充実
- ⑦ 幼児教育を充実します
 - ・満3歳児の幼児教育の実施
 - ・公立幼稚園、保育園における給食費・授業料・預かり保育の無料化
 - ・幼児の心身の発達と地域の実態に即応した適切な幼児教育や教育課程の編成
 - ・外部講師による英会話教室、文字教室、体操教室の実施
 - ・豊かな自然体験・社会体験活動の充実

II 教育DXの推進

- ① デジタル環境の整備・充実を図ります
 - ・1人1台タブレット端末の着実な更新
 - ・高速大容量の通信ネットワークの構築
 - ・様々な学習コンテンツの整備
- ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体化を推進します

- ・ 1人1台端末を活用した学習活動やプログラミング教育の実施
- ・ 学びの21世紀塾におけるタブレット講座の実施
- ③ 遠隔・オンライン授業やAIドリルの活用を推進します
 - ・ 1人1台端末の毎日の持ち帰り
 - ・ AIドリルの活用
 - ・ 子どもたちのニーズに応じた遠隔・オンライン授業の実施

Ⅲ 地域を担う人づくりと活力ある地域づくりの推進

- ① グローバル人材の育成を図ります
 - ・ 英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）の積極的活用
 - ・ 英語検定の受検者に対する助成制度やGTECの実施
 - ・ 学びの21世紀塾の英会話講座の実施
 - ・ 幼稚園・小学校・中学校を通じた英語力の育成を強化
- ② 地域とともにある学校づくりを推進します
 - ・ 学校・家庭・地域の三者連携による取組みの推進
 - ・ 学校支援地域本部と連携した教育活動の実施
 - ・ 地域特性を生かした多様な体験や学習の場の提供
- ③ 豊後高田市への深い理解の促進を図ります
 - ・ 郷土の歴史・文化出前講座などを通じた郷土学習の推進
 - ・ 高田高校生のための学びの21世紀塾のプロジェクト活動事業の実施
- ④ 安心安全な学校づくりを推進します
 - ・ 学校体育館の空調設備等の整備
 - ・ 学校関連施設や幼稚園、給食センターの適切な維持管理及び計画的な改修・長寿命化の実施（省エネ化の改修含む。）
 - ・ 通学路の危険箇所の改善、安全指導の充実
 - ・ 各学校における防災教育の実施
- ⑤ 青少年の健全育成に努めます
 - ・ 被害・非行防止対策の推進
 - ・ さわやかあいさつ運動の推進
 - ・ 子どもの居場所づくりの推進
 - ・ 社会参加活動の推進
 - ・ 青少年健全育成の啓発活動の充実
 - ・ 子育てに関する講座の開催や情報の発信

（イ）社会教育

I スポーツの推進

- ① 社会環境の整備によるスポーツの推進を図ります

- ・ 体育施設の適切な維持管理及び計画的な改修・長寿命化の実施（省エネ化の改修含む。）
 - ・ 学校体育館の積極的な開放と利用促進
 - ・ NPO 法人 TMK チャレンジクラブとの連携・活動支援
 - ・ 市民がスポーツ・レクリエーションを定期的・継続的に取り組むための環境整備
 - ・ 実績のある講師を招聘したスポーツ教室の開催
 - ・ 指導力・競技力の向上並びに関係団体との連携構築
 - ・ のびのび放課後活動の充実・支援
 - ・ スポーツに取り組む子供たちの活動や体力づくりの支援
 - ・ 地域での健康づくりやスポーツ振興に積極的に取り組む団体の活動支援
 - ・ 市民団体や関係機関との連携による推進体制の構築
- ② 競技スポーツを推進します
- ・ 実績ある講師を招聘したスポーツ教室の開催
 - ・ 種目別のスポーツ大会の開催
 - ・ 指導力・競技力の向上及び関係団体との連携構築

II 図書館の充実と活用

- ① 図書館を充実させ利用者拡大を図ります
- ・ 図書館の適切な維持管理及び計画的な改修・長寿命化の実施（省エネ化の改修含む。）
 - ・ 図書館資料の整備や充実
 - ・ 「学びの 21 世紀塾」市民講座の充実
 - ・ 魅力あるイベントの企画・実施
 - ・ スタッフの資質向上
- ② 小・中学校図書館や地域との連携を強化します
- ・ 小・中学校図書館との連携強化
 - ・ 地区公民館など地域との連携強化
- ③ 子どもの読書活動の推進を図ります
- ・ 子ども読書の日イベントの実施
 - ・ 読書習慣の定着や啓発活動の推進

III 公民館活動の促進

- ① 公民館活動の促進を図ります
- ・ 公民館の適切な維持管理及び計画的な改修・長寿命化の実施（省エネ化の改修含む。）
 - ・ 各公民館の利用・学習内容に関する市民への周知
 - ・ 誰もが気軽に立ち寄り、参加できる公民館活動の推進
 - ・ 公民館利用者による生涯学習活動の発表の機会の提供
- ② 地域参加の教育ネットワークの充実を図ります
- ・ 学校教育との連携

- ・地域団体との連携

IV 生涯学習の推進体制の整備

① 生涯学習講座と研修の充実を図ります

- ・市民ニーズや社会情勢を踏まえた各種講座の開催や情報提供
- ・オンライン開催などの多様化した受講方法の提供
- ・市民間の交流を促進する機会の充実
- ・各種大会・学習会への参加による指導者研修の充実
- ・集会施設等の適切な維持管理及び計画的な改修・長寿命化の実施(省エネ化の改修含む。)
- ・人権についての学習機会の提供
- ・自治会集会所の改修支援

② 生涯学習を担う人材の発掘や活動の機会を提供します

- ・学校支援、「学びの21世紀塾」などにおける指導者の発掘と活動の機会の提供
- ・幅広い生涯学習ニーズに対応する人材バンクの整備

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	校舎	学校施設長寿命化事業	市	
		既存施設等改修整備事業	市	
	屋内運動場	学校施設長寿命化事業	市	
		体育館空調設備等整備事業	市	
	屋外運動場	既存施設等改修整備事業	市	
		学校体育諸施設整備事業	市	
	水泳プール	学校体育諸施設整備事業	市	
	スクールバス・ポ ート	スクールバス整備事業	市	

	給食施設	学校給食センター施設設備更新事業	市	
		給食配送通路等舗装事業	市	
	(2) 幼稚園	既存施設等改修整備事業	市	
		学校施設長寿命化事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
		公民館	公民館施設改修事業	市
	集会施設	自治会集会所改修事業	自治会	
		集会施設等改修事業	市	
	体育施設	既存施設等改修整備事業	市	
		体育施設整備事業	市	
	図書館	図書館施設改修事業	市	
	その他	隣保館改修事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		学びの21世紀塾事業	市	
		図書館蔵書整備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、定期的な点検、診断を実施し、計画的に長寿命化事業等を実施することで長寿命化並びに費用の平準化を図ります。省エネ化・防災の観点による空調機器の更新及び照明機器のLED化についても、学校規模等を考慮し計画的に整備を行って

いきます。学校プールについては、児童生徒数を考慮して、引き続きプール施設のあり方について検討を行っていきます。また、学校給食センターについては、適切な維持管理に努めるとともに、個別施設計画の方針に基づき令和4年度以降長寿命化事業等を実施します。

その他図書館を始めとする公民館や集会所など社会教育施設についても適切な維持管理に努め、必要に応じて、長寿命化事業等を実施します。

(1) 現況と問題点

・平成26年から令和7年まで12年連続で転入者が転出者を上回る社会増を達成しているものの、全国の過疎地と同様に自然減による人口減少が続いています。各校区の高齢化率も全校区で上昇しています。

・各校区では、自治会や集落など様々な形で自治組織を形成し、地域の清掃や見守り、行政情報の伝達などお互いが支え合いながら暮らしていますが、人口減少や高齢化といった問題が、自治機能の担い手の不足につながり、地域コミュニティの弱体化や地域の生活を支える商業・サービス・交通の衰退などの様々な課題に直面しています。

・生活様式や価値観の多様化は、近年の情報化社会の進展によって一層強まっており、これまで地域を支えてきた一人ひとりの意識や行動も変化し、地域社会における連帯意識や人間関係の希薄化が懸念されています。

・市民がお互いに助け合いながら暮らしていくために、自治会・集落の機能維持と活性化を実現していくとともに、市民や企業も主体的に参加しながら地域づくりを進めていくことが必要です。

・年々、各相談窓口に寄せられる相談内容は複雑化・複合化してきており、複数分野に絡む課題を抱える相談者や家庭に対し、相談・支援を包括的に提供することが必要になっていきます。

・地域づくりを活性化していくためには、様々な人の知識・経験・努力が必要です。

・多様な世代の中には、障がい者、外国から来た人、生活環境に恵まれない人など多様な生活背景・環境を有した人がいます。地域で自分らしく生活するために必要なコミュニケーションも、障がいなどにより意思疎通や情報の取得が困難な状況もあり、多様なコミュニケーション手段等について社会全体の理解促進を推進する必要があります。これらすべての市民がいきいきと活躍できる基盤をつくるのが、非常に重要です。

・より進んでいく高齢化社会では、高齢者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域でいきいきと活躍する環境をつくることは、地域活性化のために不可欠といえます。

・障がい者や生活困窮者などの自立支援を進めることで、多様な人材が活躍できる社会をつくりだすことも必要です。

・近年、外国人技能実習生が増加していますが、日本での生活に不慣れな外国人もいることから、安心して、生活・実習ができるように、本市では、平成30年2月に市、商工会議所、企業と外国人技能実習生の適正な受入れのための環境整備を行う連携協定を締結し、同年4月に外国人技能実習生受入のための事業協同組合B I Cを設置し、就労面だけでなく、生活面での支援も行っています。

・若者・子育て世代の移住・定住を促進するため、定住促進住宅団地「夢まち」を市内2箇所に整備し、安価で良質な分譲宅地の販売を行うとともに、新婚世帯・子育て世帯のニ

一ズにあった賃貸住宅や、移住者を対象にした土地代無償の住宅団地を真玉・都甲地域にそれぞれ整備しました。

- ・若者や子育て世代のニーズに合った分譲宅地や住宅の整備を進めています。

(2) その対策

I 自治会・集落の機能維持と共に支えあう地域づくり

- ① 地域コミュニティ形成を推進し自治会組織の活動支援を行います
 - ・近隣集落同士の支え合いによるネットワークコミュニティ構築の推進
 - ・集落支援員の活用、新たな担い手となる地域おこし協力隊などの積極的受入
 - ・ケーブルネットワーク施設を活用したグループ告知放送の利用推進
- ② 自治会組織の連携体制を支援します
 - ・自治組織間における諸問題の解決に向けた連携体制づくりの支援
 - ・自治会集会所の改修支援
- ③ 住み慣れた地域で暮らしていくための環境整備等を推進します
 - ・高齢者等のごみ出しや買い物等の生活支援
 - ・見守り・声かけ活動等の取組みといった環境整備や賑わいづくりの支援
 - ・高齢化集落応援隊制度等の人手不足を補う支援制度の活用推進
 - ・地域の生活道路における草刈り・清掃活動への支援
- ④ 地域における活動の場づくりを支援します
 - ・人々の交流の場となる新たな拠点づくりの支援
 - ・地域の祭りや伝統行事の継承による世代間交流の推進
- ⑤ 暮らしを支える公共交通を確保します
 - ・市民乗合タクシーの運行や「70パス」の充実
 - ・交通弱者等に対する移動手段の確保
 - ・「まちなか乗合タクシー」の運行
- ⑥ 市民参画の地域づくりを推進します
 - ・計画や条例などの制定過程における情報の提供やパブリックコメント制度の活用
 - ・多様な分野における市民団体等との連携・活動支援
- ⑦ 相談・支援体制のネットワーク化を推進します
 - ・地域の身近な相談窓口となる民生・児童委員への活動支援
 - ・各分野における相談支援機関間の横断的なネットワークの検討・整備
 - ・重層的な課題等を包括的に受け止める相談支援体制の検討・整備
 - ・地域子育て相談機関への活動支援

II 多様な人材が活躍できる基盤づくり

- ① 高齢者の活躍と地域包括ケアシステムの構築を促進します

- ・地域サロンの充実や老人クラブ活動の活性化促進
- ・各種敬老事業の推進
- ・玉津プラチナ通りを中心とした高齢者が楽しめるまちづくりの推進
- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・生活支援ニーズ等に対応した各種支援体制の構築
- ・自立支援に向けた地域ケア会議の開催
- ・安否確認見守りネットワークなどによる安心して暮らせる基盤づくりの推進
- ・認知症予防と認知症重症化防止のための効果的な支援事業の促進
- ・認知症について正しく理解するための普及啓発
- ・認知症サポーターなど見守り体制の構築

② 障がい者の活躍と自立に向けた支援を充実します

- ・障がい者及び介護者の相談支援体制の充実・強化
- ・障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止に係る啓発
- ・障がい者施設等からの物品や役務の調達促進
- ・手話及び点訳、音訳奉仕員の養成
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援
- ・福祉施設から一般就労への就労移行、就労定着支援
- ・手話・点字等の多様なコミュニケーション手段の普及や利用促進

③ 生活困窮者支援を推進します

- ・ハローワーク等との連携による就労指導體制の強化
- ・生活困窮者自立支援制度による各種支援施策の実施
- ・生活保護の未然防止に向けた早期の支援
- ・生活保護からの早期脱却に向けた就労指導及び社会保障施策の活用

④ 外国人技能実習生が安心して生活・実習ができるように支援します

- ・就労・生活相談窓口の開設
- ・外国語に対応した生活ガイドブックや防災マップの配布
- ・五月祭などのイベントへの参加や地域住民との交流イベントを開催

Ⅲ 住環境整備の推進

① 定住促進住宅団地の整備等を促進します

- ・既存の定住促進団地の早期完売に向けた取組み
- ・真玉地域に土地代無償の住宅団地を追加整備
- ・市内周辺部を中心に土地代無償等の住宅団地等を整備
- ・新婚や子育て世帯のニーズに合った住宅等の整備

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備			
		住宅団地等整備事業	市	
		地域活性化推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

(1) 現況と問題点

- ・国宝「富貴寺大堂」をはじめ「六郷満山文化」の優れた文化財が数多く所在しており、本市を代表する観光スポットとなっています。
- ・「六郷山」の国史跡指定や「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」や「中山仙境（夷谷）」の国名勝指定、日本遺産の認定、さらには「歴史の道百選」の選定などにより、観光資源の素材として新たな魅力ある文化財の価値付けがなされました。
- ・国東市と連携して推進している、日本遺産“鬼が仏になった里「くにさき」”については重点支援地域となり、全国的にも注目されることとなりました。
- ・市内には、未指定ながらも価値ある文化財も存在しており、これらを調査研究し、適切な保存管理を行うとともに、その魅力を新たな視点で発掘し、地域の活性化に活かしていくことが求められます。
- ・貴重な伝統芸能や祭りなどについても、地域外からの参加を呼び込むことなども検討していく必要があります。
- ・本市は古くから国東半島で栄えた「六郷満山文化」の優れた文化財を有しており、これら貴重な文化財について、将来にわたって大切に残していくために、保存・管理に力を入れています。
- ・市内各所に点在している文化財は、一部では道路脇や田畑の隅に散在している状況であり、これら文化財の散逸を防ぐとともに、適切に保存していくことが必要となっています。
- ・今後の文化財の維持については、保存と活用を両立させていくことが必要です。
- ・少子高齢化や若者の市外流出により集落機能が低下している中山間地域では、貴重な伝統芸能や祭りなどの民俗文化財の継承が困難になってきているところもあり、地域全体で保存・継承していくことが求められています。
- ・平成 26 年開催の国東半島芸術祭以来、花とアートの岬・長崎鼻をはじめ、市内各所に設置されてきた現代アート作品により、本市の新たな魅力を創出する可能性が広がりました。
- ・アート作品展や市民向けアートワークショップ等を開催し、市民に本物の芸術に触れる機会を提供してきました。
- ・今後も現代アートやデジタルアートをはじめとする新たな文化の創出・発信の取組みを続けていくことで、本市の魅力を向上させていくことが必要です。
- ・市民の芸術文化活動の活性化を図り、その充実・推進のため、市内で活動する文化団体を引き続き支援していくことが必要です。

(2) その対策

I 文化財などを活用した新たな魅力づくりの推進

- ① 郷土文化の魅力を再発見し情報発信を強化します
 - ・文化財の適正な評価に基づく新たな指定や登録の推進
 - ・ぶんごたかだ文化財ライブラリーの刊行などを通じた情報発信の強化
 - ・文化財の現地見学会「郷土の文化財探訪バスツアー」や「郷土の歴史と文化財」市民講座の開催
- ② 地域の歴史・文化財の適切な保存と時代に応じた情報発信を行います
 - ・文化財マップやパンフレットの整備
 - ・田染荘や日本遺産の特設ホームページを活用した情報発信を図り、位置情報を利用した周遊ルートの整備を推進
 - ・既存の施設などを利用したガイダンス施設の整備
 - ・SNS・YouTube（Vtuber 真玉珠音など）活用による国内外への情報発信
- ③ 日本遺産“鬼が仏になった里「くにさき」”による誘客促進を図ります
 - ・これまでの調査研究や人材育成及び活用整備をもとにした情報発信や普及の啓発
 - ・県内外に向けた事業の展開
 - ・自走化に向けた地域商品の開発や販売促進、各種情報発信事業の実施

II 文化財の保存と伝統文化の継承

- ① 文化財指定の強化や適切な保存・活用により後世へ守り伝えます
 - ・文化財の保存修理・史跡公園等の整備事業の実施
 - ・史跡富貴寺本堂の解体修理と熊野磨崖仏等の環境整備
 - ・史跡六郷山の追加指定と新たな文化財指定
 - ・未指定文化財を含めた総合的な保存・活用計画の策定
 - ・大分県が策定する文化財保存活用大綱に基づく文化財保存活用地域計画の策定
 - ・大分県や近隣の自治体との連携を強化し、文化財をまちづくりや地域づくりに総合的に活用していくための取組みを推進
 - ・個別の文化財の保存活用計画の策定
 - ・定期巡回・環境調査による永続的な文化財の保存・管理ができる体制の構築
- ② 伝統芸能活動を支援し後世へ守り伝えます
 - ・伝統芸能活動の支援
 - ・文化団体との連携を強化し、後継者育成を含めた支援事業の実施

III 芸術文化活動の推進

- ① 優れた芸術・文化に触れる機会を積極的に提供します
 - ・活躍が期待されるアーティストによるアート作品展やアートワークショップ等を開催し、市民が優れた芸術、文化に触れる機会を積極的に提供

・「花とアートの岬・長崎鼻」にある現代アート作品の活用及び継続的なメンテナンスの実施

② 市民の芸術活動の推進と文化団体の活動を支援します

・市民の芸術文化活動の活性化を図り、文化意識の高揚につながる文化行事の推進及び市内で活動する文化団体の支援

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等			
	その他	高田城跡保存整備事業	市	
		指定文化財保存整備事業	所有者又は管理団体	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
		伝統文化の保存伝承事業	所有者又は管理団体	
		日本遺産推進事業	協議会	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

(1) 現況と問題点

- ・私たちの生活が便利になるとともに、人間活動を主な要因として世界の平均気温は上昇しています。
- ・気温の上昇は気候の変化に影響を与え、海面上昇や洪水の発生など様々な問題が顕在化しています。
- ・更なる気候変動によるリスクの増大が懸念され、地球温暖化対策の推進は、地球規模での課題となっています。
- ・地球温暖化対策に関する国内外の動向として、2015年の「パリ協定」が採択されたことを受けて、国では2021年10月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されたほか、大分県においては2021年3月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。
- ・国内外の動向を踏まえ、市民、事業者、行政等の協働の取組みを促進し、地球温暖化の抑制に向けた各種施策の取組みが必要です。
- ・民間事業者による大規模な再生可能エネルギー設備の設置が進んでおり、その設置にあたっては、「豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱」に基づき、地元関係者の理解を前提として、生活環境や景観、防災などに配慮した適正な設置や維持管理を事業者に求めています。
- ・今後は、豊後高田市環境基本計画や地球温暖化対策実行計画に基づき、さらなる省エネルギー化や、エコエネルギーの導入推進、CO2 吸収源の整備をはじめとした各種政策に、市、市民及び事業者が積極的に取り組むことで、脱炭素化社会の実現を目指す必要があります。

(2) その対策

I 地球温暖化対策の推進

- ① 公共施設におけるエコエネルギーの導入を推進します
 - ・再生可能エネルギー設備や環境に配慮した自動車の導入を推進
 - ・観光施設等におけるEV充電設備の適正な維持管理・整備
 - ・公共施設における省エネ化や再生可能エネルギーの導入を推進

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考

12 再生可能エネ ルギーの利用 の促進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設			
-------------------------------	----------------------	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

豊後高田市公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、施設の新設が必要な場合は中長期的な目標数値の範囲内で費用対効果を考慮し、建設をします。

(1) 現況と問題点

・過疎地域において、人口減少や少子高齢化の進行が顕著に進んでいる中で、行政サービスを維持し、地域を活性化していくためには、限られた財源を有効に活用し、行財政を効率化していく必要があります。そのために、人口や地域のニーズに見合った施設の適正配置やソフト事業の実施によりコンパクトで機能的な地域づくりを進めていきます。

・住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るためには、インフラ整備事業等のハード事業と併せて効果的なソフト事業を実施していく必要がありますが、人口減少や少子高齢化の進行による社会保障費の増加などにより市の財政は硬直化しており、限られた財源のより有効的な活用が求められています。

・県域をまたぐ九州周防灘地域定住自立圏（以下「定住自立圏」という。）は、平成21年の協定締結以降、現在では4市3町（大分県中津市、大分県宇佐市、大分県豊後高田市、福岡県豊前市、福岡県築上町、福岡県上毛町、福岡県吉富町）で構成し、中津市を中心市に各自治体が連携しながら、第4期共生ビジョンに基づいて定住自立圏内の地域活性化に取り組んでいます。

・共生ビジョンにおいては、「暮らしの元気があふれる地方圏域」を目指し、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を3本柱に、定住人口の確保や交流人口の拡大とともに圏域の一体的発展を図っているものの、人口の減少自体は続いており、この流れを抑制していくためには、圏域の資源を活用しつつ、それぞれの地域の実情に沿った施策を効果的に展開していくことが重要です。

(2) その対策

I 市民視点の行政体制の構築

① 過疎地域持続的発展特別事業基金を活用します。

・住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための事業（過疎地域持続的発展特別事業）の実施に要する経費の財源とする基金は必要に応じて取り崩し、特定の過疎地域持続的発展事業に充てることとし、この計画の期間が終了した後においても、当該事業費に充当

② 大分県や各自治体等との広域連携と交流を推進します。

・定住自立圏における、小児救急医療体制の確保や勤労者福利厚生対策の充実、広域道路網の整備、広域観光ネットワークの形成などの推進

・今後も、地域課題の整理と各種事業を効果的に推し進め、人口減少を最小限に抑制し、地域に安定した経済と安心な暮らしを創造していくための圏域自治体間連携による取組

みを推進

(3) 事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	過疎地域持続的 発展特別事業			
		過疎地域持続的発展特別事業基金	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住促進PR事業	移住・定住促進に関するプロモーションに係る経費	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	移住・定住促進奨励事業	移住・定住促進に向けた引越しや家賃補助等の各種奨励金交付事業	市	
	空き家活用促進事業	移住・定住促進に向け空き家を利活用する際の補助金等の交付事業	市	
	結婚応援事業	結婚への後押しと新婚さんの生活応援のために奨励金を交付	市	
3. 産業の振興	中山間地域等直接支払交付金事業費	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に農用地を維持、管理していくための協定を締結した集落に対して、面積に対して一定額を交付。	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	農業農村多面的機能支払交付金事業	地域共同で行う地域資源（農用地・水路・農道・ため池等）を保全管理する活動や多面的機能の維持・発揮を図る活動を支援	市	
	農地集積支援事業	農地中間管理機構を活用して農地集積に協力する者へ協力金を交付。	地元	
	環境保全型農業直接支払交付金事業	環境保全の観点から有機農業に取り組む生産者に対する経費の直接支払	地元	
	おおいと和牛生産向上対策事業	高能力の和牛繁殖雌牛の増頭に対する支援	地元	
	直売所を核とした地域農業振興事業	市所有の直売所施設の活性化による、小規模農家及び漁業者の育成。直売所でのご当地メニュー等の提供。	市	
	新規就農支援事業	新規就農者の確保育成に向けた各種支援制度	市	
	地域産品販路開拓事業	市内の農海産物をはじめ、工芸品等の売り先開拓、営業ができる商社機能を持った組織の育成により生産者の所得向上を図る。	市	
	中山間地域花木類導入促進事業費	花木類の導入支援	J A花き部会	
	魚貝類育成事業費補助金	種苗放流	漁協	
	水産多面的機能発揮対策事業補助金	干潟の保全活動 藻場の保全活動	地元	
	新規漁業就業者支援事業 (家賃助成事業)	国、県の支援事業に基づく研修者に家賃の半額を助成	市	
	新規漁業就業者支援事業 (漁船・漁具等購入助成事業)	国、県の研修制度を活用し、新規就業した漁業者に漁船及び必要機材等取得費の1/2以内の補助	市	
企業立地奨励金	企業の新增設備投資に対して奨励金を交付することにより、産業の振興、雇用の拡大を図るもの	市		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	工業用水使用料補助金事業	大分北部中核工業団地内の進出企業に対し工場用水使用料の補助金を交付することにより、産業振興を図るもの	市	
	外国人等人材確保に向けた受入環境支援事業	外国人技能実習生等の新たな人材の確保の支援を行うことにより、産業の振興を図るもの	市	
	インターンシップ支援事業	インターンシップを通じて市内企業の魅力をつ理解することで学生の市内就職につなげていくもの	市	
	豊後高田で働く奨学金返済支援事業	市内企業に就職している若年者の奨学金等の返済に対する補助	市	
	若年者就職支援事業	市内企業が新規就職者へ支給する就職一時金に対する補助金	市	
	事業継承支援事業	事業承継が円滑にできるように企業価値の算出などの経費に対する補助金	市	
	周遊観光誘客情報発信事業	観光パンフレット等の作成事業	豊後高田市観光協会	
	戦略的観光情報・魅力発信事業	広告宣伝及び観光PRツール作成	豊後高田市観光協会	
	くにさき六郷温泉活性化事業	海門温泉の支援及びくにさき六郷温泉活性化事業	観光まちづくり株式会社、くにさき六郷温泉活性化推進協議会	
	長崎鼻景観づくり事業	長崎鼻リゾートキャンプ場の花公園整備事業	NPO法人長崎鼻B・Kネット	
	広域観光誘客促進事業	近隣市町村と連携した観光誘客促進事業の実施	観光まちづくり株式会社	
	峯道ロングトレイル誘客促進事業	峯道ロングトレイルを活用した誘客促進事業	国東半島峯道ロングトレイルクラブ	
	デジタルアートを活用した誘客促進事業	チームラボ等を活用した誘客促進事業	観光まちづくり株式会社	
	地域イベント振興補助金	旧真玉地域で実施するイベント補助金	各イベント団体	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 地域における情報化	Webページ等改修事業	市ホームページ等のリニューアル	市	本事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	市公式LINE等改修事業	市公式LINE等の各種申請・ゴミの通知・多言語化などへの対応に向けた改修	市	
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	地域交通対策事業	市民乗合タクシーの運行に関する経費	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	基幹バス路線維持対策事業	基幹バス路線維持対策に関する補助金	市	
6. 生活環境の整備	防犯灯LED化による安全・安心な住環境づくり奨励事業	自治会が設置し維持管理する公衆用街路灯(LED)の設置費用を助成するもの	自治会	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	地域防災力活性化向上対策事業	備蓄物資等購入	市	
	地震・津波等被害防止対策事業	避難所等資機材購入	市	
7. 子育て環境の確保・高齢者等の保健福祉の向上及び増進	放課後児童健全育成推進事業	放課後に専用施設や余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供するもの	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	地域子育て支援拠点事業	親子が気軽に集い、交流を図る子育て支援拠点施設を運営するもの	市	
	病児・病後児保育事業	病気回復期の児童を一時的に預かる「病後児保育」と、病気回復期に至らない児童を預かる「病児保育」を行うもの	市	
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童・保護者に対して医療費助成を行うもの	市	
	子ども医療費助成事業	疾病の早期回復と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、子ども医療費を助成するもの	市	
	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた翌日から出産した日の翌日の間における妊産婦の保険診療分の医療費の自己負担額を助成する	市	
	子育て応援誕生祝い金事業	子どもの誕生を祝い、子育て世帯の負担軽減を図るため、「誕生祝い金」を支給する	市	
	施設型給付事業(保育料無料化等)	保育料無料化や副食費助成のほか、保育所等の運営費を給付	市	
	学校給食費無償化事業	全国トップレベルの子育て支援を実現するために学校給食費を無償化	市	
	高齢者が楽しいまちづくり推進事業	高齢者等の福祉の向上を図るため、イベントの企画・開催及び交流施設の運営を行う	市 地元	
サロン活動推進事業	高齢者等の福祉の向上を図るため、サロン活動の場を設け、地域で支え合う機会を増やす	市 社会福祉法人		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	里のくらし楽々安心支援事業	高齢者等買い物困難者に対する買い物支援事業	社会福祉法人	
	健康づくり教室推進事業	各地域の集会所等へ指導員を派遣し、運動と食の健康教室を開催することにより、健康意識の醸成を図る	市	
	避難行動要支援者名簿等整備事業	災害時の避難に支援が必要となる要支援者の名簿及び個別避難計画の整備を行う	市	
	相談支援事業	障がい者・児及び家族等を対象とし、日常生活や社会生活等様々な相談の対応	相談支援事業所	
	成年後見制度利用促進事業	高齢者や障がい者等に係る成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に運用するための体制づくりを行う	市	
	障がい児通所支援給付事業	心身に障がいのある在学中の児童が、生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進などの療育訓練を受ける費用を支援	市	
8. 医療の確保	在宅当番医制度運営委託事業	日曜日について、市内医療機関において救急医療を実施	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	第2次救急医療施設運営負担金	2次医療圏（宇佐市、豊後高田市）において、共同利用型病院での救急医療の確保及び運営強化を図る	宇佐高田医師会病院	
9. 教育の振興	学びの21世紀塾事業	子どもの安全な居場所作りとして、放課後空き教室での学習や週末公民館等で様々な体験事業を実施	市	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	図書館蔵書整備事業	新図書館の蔵書可能数16万冊に向け、不足分を本事業により段階的に整備し、魅力ある図書館にするもの	市	
11. 地域文化の振興等	伝統文化の保存伝承事業	地域に残る無形文化財の保存等に必要経費の一部助成を行い、保存・継承を図るもの	民間又は管理団体	各事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。
	日本遺産推進事業	六郷満山文化を核にした地域振興及び観光振興を推進する事業	協議会	
13.その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業基金	住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るための事業の実施に要する経費	市	本事業は、地域の持続的発展に資する事業であり、その効果は一過性ではなく将来にわたるものである。